

2018. 7. 26

積立ベスト・バランス

追加型投信／内外／資産複合

◆この目論見書により行なう「積立ベスト・バランス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年7月25日に関東財務局長に提出しており、2018年7月26日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2018年7月25日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 柴田 拓美
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

設定・運用は

日興アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	43
第3【ファンドの経理状況】	47
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	77
第三部【委託会社等の情報】	78
約款	122

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

積立ベスト・バランス（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

(6)【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2018年7月26日から2018年10月23日までとします。

※当ファンドは、2018年10月25日をもって信託期間が終了いたします。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわ

れる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

「日本株式」、「日本債券」、「海外株式」、「海外債券」にそれぞれ投資する4つの投資信託証券に投資を行ない、信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む日本) 日本	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 ()		アフリカ		
資産複合 (その他資産(投資 信託証券(株式、 債券)))		中近東 (中東)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇資産複合 資産配分固定型 (その他資産 (投資信託証券 (株式、債券)))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式および債券に投資を行ないます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル (含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジあり (部分ヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

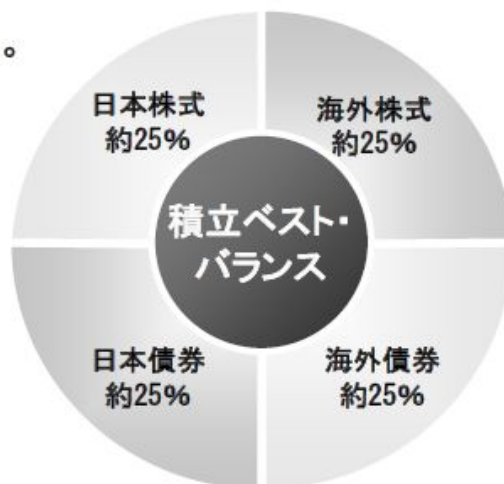
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

1.

異なる資産に国際分散投資します。

「日本株式」、「日本債券」、「海外株式」、「海外債券」の4資産にそれぞれ投資する4つの投資信託証券を通じて国際分散投資を行ない、長期投資をすることにより安定したリターンの獲得をめざしたファンド・オブ・ファンズです。

各資産へ約25%ずつの比率で投資を行ないます。なお、購入および換金による資金の流出入に応じて、リバランスを行ないます。



○市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

2.

投資対象とする投資信託証券には、それぞれ以下のような特徴があります。

日本株式：「日興アクティブ・ダイナミクス」＜投資比率：約25%＞

運用会社：日興アセットマネジメント株式会社

日本の株式市場の枠組みの中で最適な投資機会を捉え、それにふさわしい銘柄を機動的に選定し、投資することにより、あらゆる市場局面においてTOPIX(東証株価指数)の動きを上回る投資成果をめざします。

日本債券：「日本短期債券マザーファンド」＜投資比率：約25%＞

運用会社：日興アセットマネジメント株式会社

主としてわが国の短期公社債に広く分散投資を行ない、NOMURA-BPI総合短期の動きを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。

海外株式：「ベスト・バランス／海外株式マザーファンド」＜投資比率：約25%＞

運用(投資顧問)会社：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（投資一任）

世界各国の真のリーダー企業に積極的に投資を行ない、MSCI-KOKUSAIインデックス(円ヘッジなし・円ベース)の動きを上回る投資成果をめざします。

海外債券：「ベスト・バランス／海外債券マザーファンド」＜投資比率：約25%＞

運用(投資顧問)会社：日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド（投資一任）

世界各国の高格付け債券への分散投資と通貨配分により、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きを上回る投資成果をめざします。

※TOPIX（東証株価指数）に関する著作権などの知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。

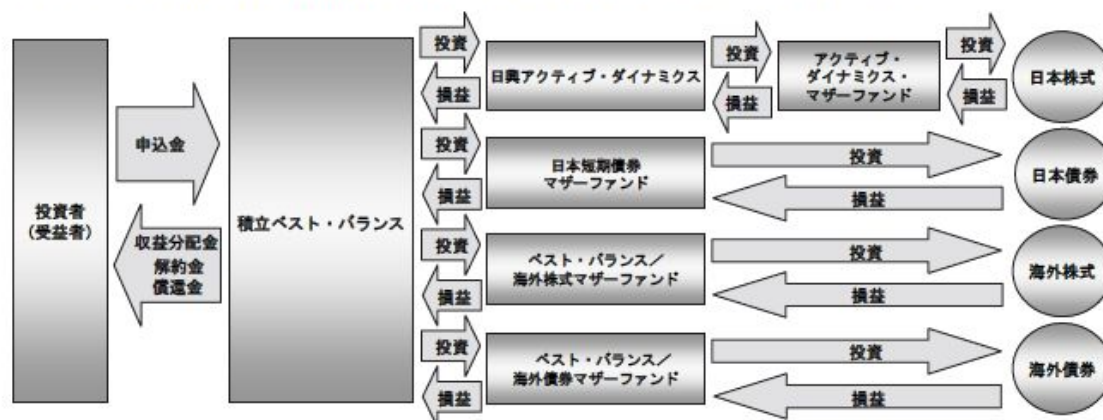
※NOMURA-BPI総合短期は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※MSCI-KOKUSAIインデックスに関する著作権などの知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

《ファンドの仕組み》

※当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

④ 信託金限度額

- ・ 1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2002年 1月 7日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

2010年 7月 24日

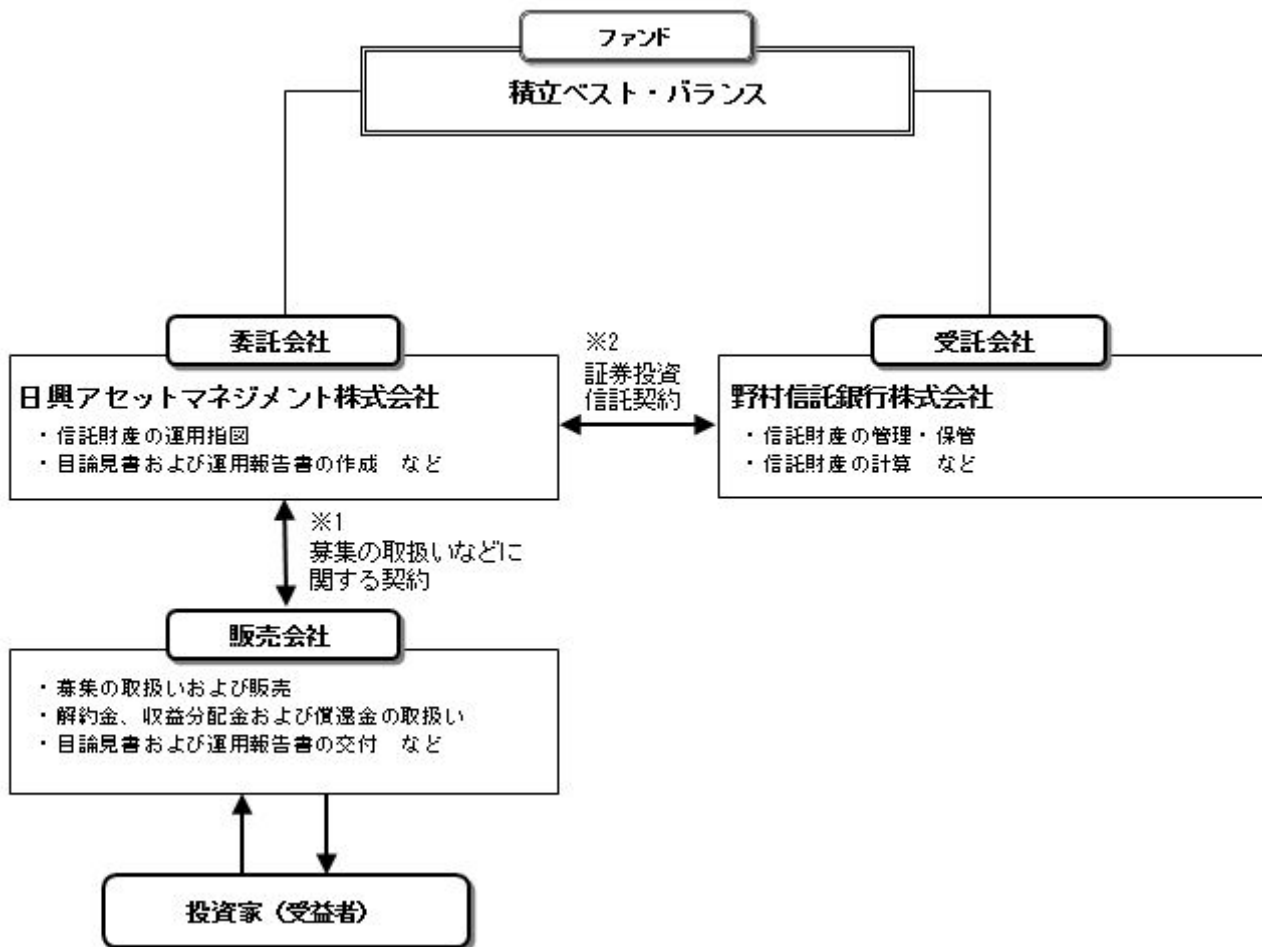
- ・ 信託期間を無期限から2018年10月25日までに変更

2018年10月25日

- ・ 信託終了（償還）予定

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

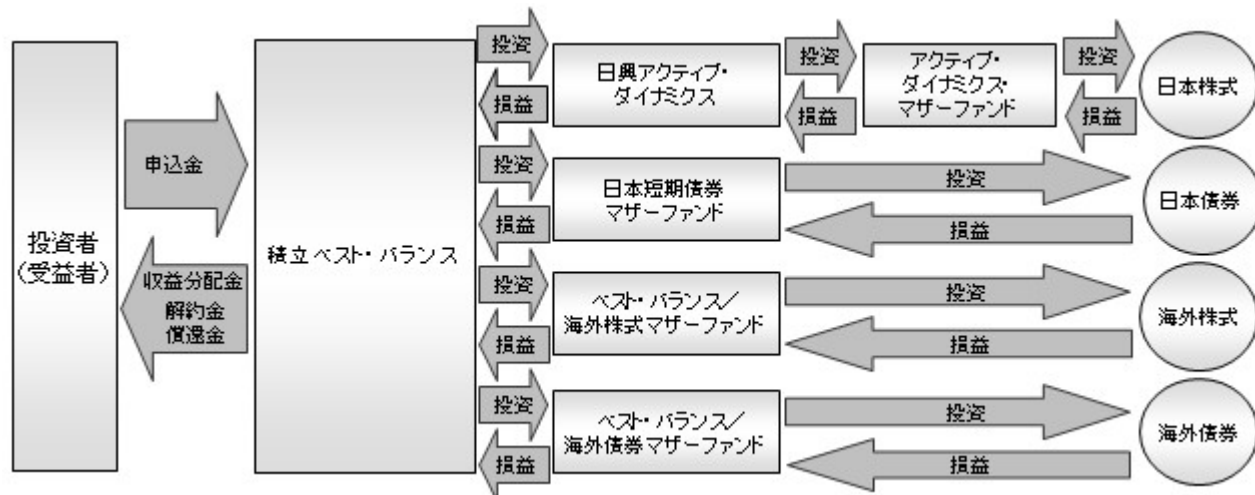


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（2018年4月末現在）

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	179,869,100 株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400 株	7.24%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・設定当初、以下の投資信託証券に対して、それぞれ以下の比率で投資を行ない、信託財産の成長をめざします。
追加型証券投資信託「日興アクティブ・ダイナミクス」…………… 約 25%
証券投資信託「日本短期債券マザーファンド」…………… 約 25%
証券投資信託「ベスト・バランス／海外株式マザーファンド」…………… 約 25%
証券投資信託「ベスト・バランス／海外債券マザーファンド」…………… 約 25%
- ・原則として、追加信託および解約による資金の流出入に応じて、上記の投資比率となるようにリバランスを行ないます。
- ・ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合は、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

追加型証券投資信託 「日興アクティブ・ダイナミクス」

証券投資信託 「日本短期債券マザーファンド」

証券投資信託 「ベスト・バランス／海外株式マザーファンド」

証券投資信託 「ベスト・バランス／海外債券マザーファンド」

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

- 4) 為替手形
- ② 主として次の投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 追加型証券投資信託「日興アクティブ・ダイナミクス」
 - 2) 証券投資信託「日本短期債券マザーファンド」
 - 3) 証券投資信託「ベスト・バランス／海外株式マザーファンド」
 - 4) 証券投資信託「ベスト・バランス／海外債券マザーファンド」
 - 5) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要
 <日興アクティブ・ダイナミクス>

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「アクティブ・ダイナミクス・マザーファンド」を主要投資対象とします。
投資方針	・主として、「アクティブ・ダイナミクス・マザーファンド」に投資を行ない、T O P I X（東証株価指数）*の動きを上回る投資成果をめざします。 ・マザーファンドの組入比率は高位を保つことを原則とします。ただし、資金動向などによっては組入比率を引き下げることがあります。 ・また、市況動向によっては有価証券などへの直接投資を行なうこともあります。 ・株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	信託報酬率は、下記の①と②の合計となります。 ①基準報酬 純資産総額に対し年率2.052%（税抜1.9%） ②実績報酬 直前20営業日間における基準価額騰落率（収益分配金がある場合は、それを含みます。）とT O P I X（東証株価指数）騰落率に応じて、以下の率を加減します。 ・基準価額騰落率がT O P I X（東証株価指数）騰落率を上回る時 …年0.108%（税抜0.1%）を加える ・基準価額騰落率がT O P I X（東証株価指数）騰落率と同率のとき …零 ・基準価額騰落率がT O P I X（東証株価指数）騰落率を下回る時 …年0.108%（税抜0.1%）を減じる
申込手数料	ファンドで買い付ける場合はありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.5%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社

受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	2020 年 12 月 14 日まで（2000 年 12 月 15 日設定）
決算日	毎年 12 月 14 日（休業日の場合は翌営業日）

* T O P I X（東証株価指数）は、東京証券取引所第一部に上場されている普通株式全銘柄（算出対象除外後の整理ポスト割当銘柄および算出対象組入前の新規上場銘柄を除きます。）の浮動株調整後の時価総額を指数化したもので、市場全体の動向を反映するものです。

T O P I Xの指数値およびT O P I Xの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利およびT O P I Xの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。

（ご参考）

＜アクティブ・ダイナミクス・マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	わが国の株式に投資を行ない、T O P I X（東証株価指数）の動きを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。
投資方針	・株式への投資にあたっては、マクロ投資環境を分析し、様々な視点から将来のシナリオ（＝モチーフ）を組み立てます。モチーフの実現にふさわしい銘柄を選定し、投資機会を捉えながら、あらゆる市場局面においてT O P I X（東証株価指数）の動きを上回る投資成果をめざします。 ・株式組入比率は、原則として高位を維持し、市況環境などの変化に基づいた実質株式組入比率の変更は原則行ないません。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の 50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5 %以下とします。 ・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し 0.5%（1 口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

	信託期間	無期限（2000 年 12 月 15 日設定）
	決算日	毎年 12 月 14 日（休業日の場合は翌営業日）

<日本短期債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	わが国の短期公社債に投資を行ない、安定した収益の確保と売買益の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の短期公社債を主要投資対象とします。
投資方針	- 主としてわが国の短期公社債に投資を行ない、NOMURA-BPI 総合短期*（以下「ベンチマーク」といいます。）の動きを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。 - 投資対象とする公社債は、原則としてその格付（格付が付与されていない場合は、委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを採用するものとします。）が投資適格（B B Bマイナス格相当以上）のものとなります。 - 公社債への投資にあたっては、主にデュレーション調整戦略、イールド・カーブ調整戦略、セクター・アロケーション戦略、クレジット戦略および銘柄選択などにより、ベンチマークに対する超過収益の獲得をめざします。なお、債券先物取引などをヘッジ目的に限定せずに積極的に活用します。 - ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどやむを得ない事情が発生した場合ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	- 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 - 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。 - デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 - 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し 0.1%（1 口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（1999 年 10 月 29 日設定）
決算日	毎年 10 月 28 日（休業日の場合は翌営業日）

*NOMURA-BPI 総合短期は、NOMURA-BPI 総合のサブインデックスで、残存期間 1 年から 3 年までの債券で構成されています。NOMURA-BPI 総合は、野村証券株式会社が公表している、わが国の債券市場の動きを示す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債、MBS、ABS など、国内で発行された円建公募利付債で構成されています。対象となる債券は残存期間 1 年以上、残存額面 10 億円以上で、事業債、円建外債、MBS、ABS については、A 格相当以上の格付を取得しているものに限られます。

同指数の知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスの正確

性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

<ベスト・バランス／海外株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、MSCI-KOKUSAI インデックス（円ヘッジなし・円ベース）*の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	世界各国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	・世界各国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ない、中長期的な観点から、世界の株式市場全体の動きを表す MSCI-KOKUSAI インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きを上回る投資成果の獲得をめざします。 ・投資対象銘柄については、グローバルな視点で企業調査、比較を行ない、産業の先導的立場にある高い質の大型成長企業に厳選投資をします。また、産業間、投資対象国間で資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。 ・株式の組入比率は原則として高位を維持します。 ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（投資一任）
信託期間	無期限（2001年4月27日設定）
決算日	毎年4月25日（休業日の場合は翌営業日）

*MSCI-KOKUSAI インデックスは、MSCI Inc. が発表している、日本を除く世界の主要国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。（円ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。

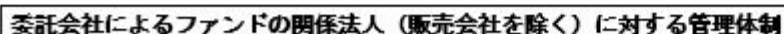
同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

<ベスト・バランス／海外債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）*の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・主として日本を除く先進各国の政府、政府機関などの発行する債券を中心に分散投資を行ない、国内債より相対的に高いインカムの確保をはかるとともに金利低下や格付上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きを上回る投資成果をめざします。 ・投資対象国は、原則としてOECD加盟国の中からA格相当以上の長期債格付が付与された国とし、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）採用国を中心とします。ポートフォリオの見直しは随時行ない、各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散などを勘案して、国別の投資比率の変更やデュレーション調整などを行ないます。 ・事業債への投資は、A格相当以上の債券に限定し、信託財産の15%を上限として行なうことができます。 ・債券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。ただし、投資環境などによっては、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・為替については、投資対象国の政治、経済動向の変化や市況動向に応じて積極的に為替予約取引などを活用し、為替変動による収益の獲得を狙います。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.15%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（2001年4月27日設定）
決算日	毎年4月25日（休業日の場合は翌営業日）

*FTSE 世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権などの知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



※上記体制は 2018 年 4 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

② 収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1) 前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

4) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% 以内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式および債券を実質的な投資対象としますので、株式および債券の価格の下落や、株式および債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。

また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

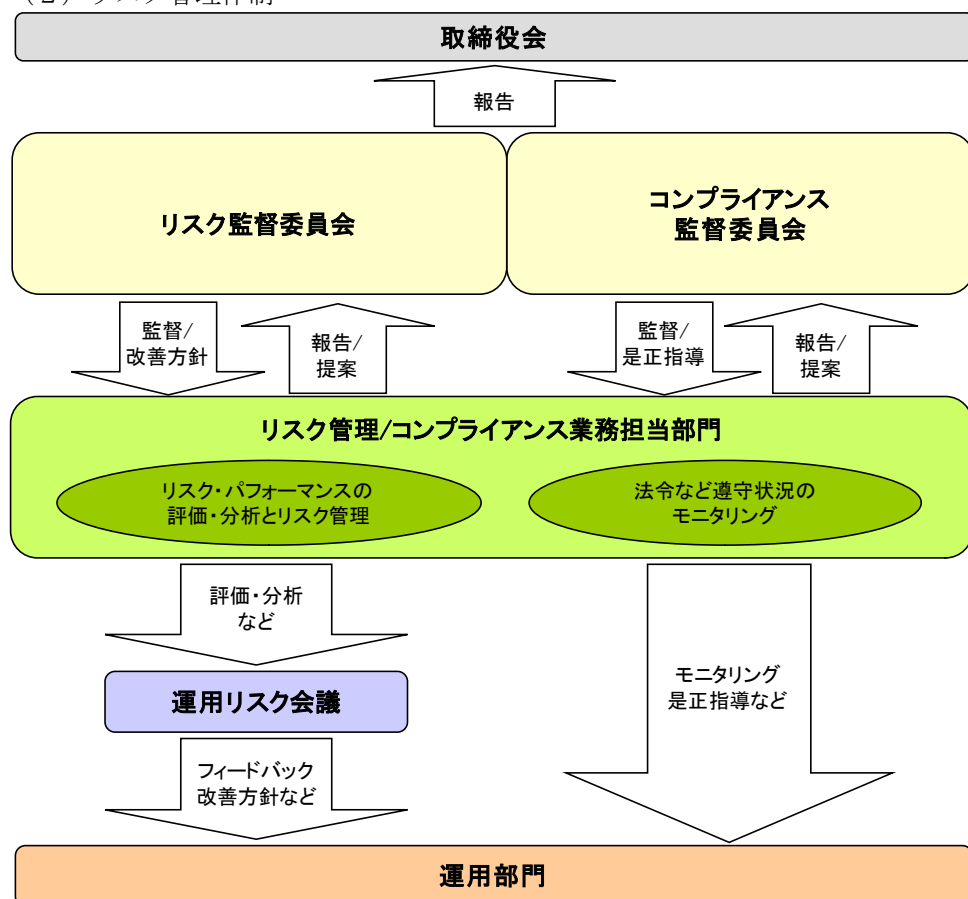
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限され

ることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

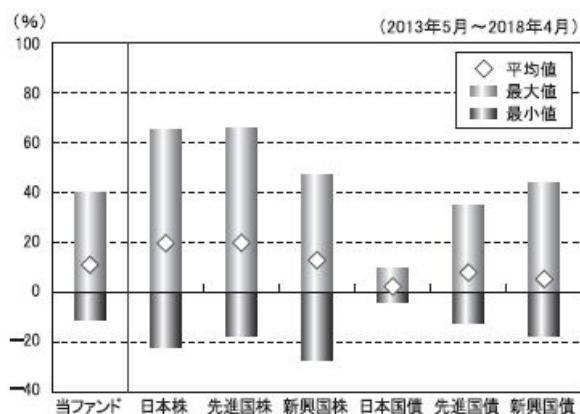
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2018年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率 (%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	10.9%	19.6%	19.7%	12.7%	2.2%	7.8%	5.2%
最大値	39.8%	65.0%	65.7%	47.4%	9.3%	34.9%	43.7%
最小値	-11.3%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

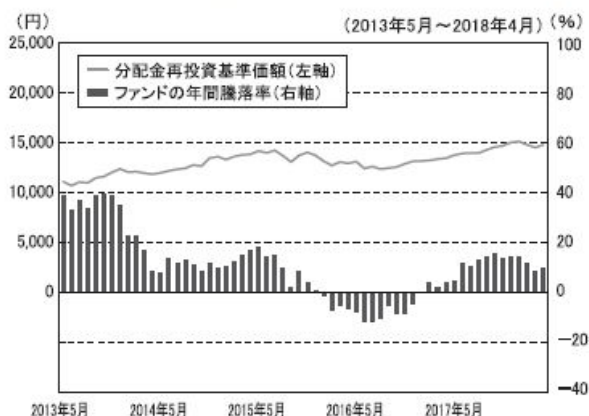
日本株……………東証株価指数（TOPIX、配当込）

先進国株……………MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込、円ベース）

新興国株……………MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2013年5月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債……………NOMURA-BPI国債

先進国債……………FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債……………JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ヘッジなし、円ベース）

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX、配当込）

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
- ・収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができます場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.945%（税抜0.875%）
投資対象とする投資信託証券	0.513%（税抜0.475%）程度※
実質的負担	1.458%（税抜1.35%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.945%（税抜0.875%）の率を乗じて得た額とします。

・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.513%（税抜0.475%）程度※がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は1.458%（税抜1.35%）程度となります。

※投資対象とする投資信託証券の信託報酬率（年率）は、「日興アクティブ・ダイナミクス」を25%組み入れると想定した場合の概算値です。

※この他に、投資対象とする「日興アクティブ・ダイナミクス」においては、運用実績により実績報酬が加減されます。

※投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

※受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.875%	0.410%	0.385%	0.080%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※投資対象とする「ベスト・バランス／海外株式マザーファンド」および「ベスト・バランス／海外債券マザー

「マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞

「日興アクティブ・ダイナミクス」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・監査費用
- ・信託財産に関する租税 など

「日本短期債券マザーファンド」

「ベスト・バランス／海外株式マザーファンド」

「ベスト・バランス／海外債券マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入し

た公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

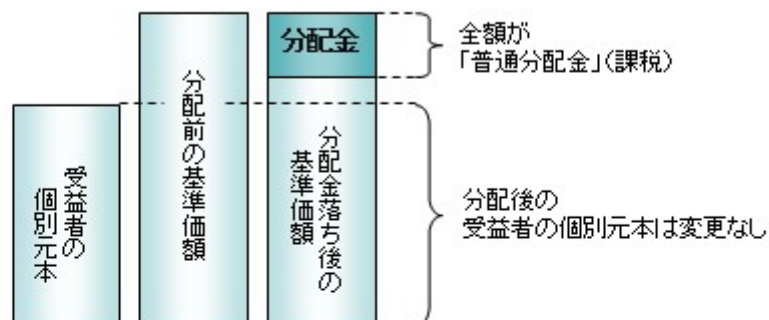
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

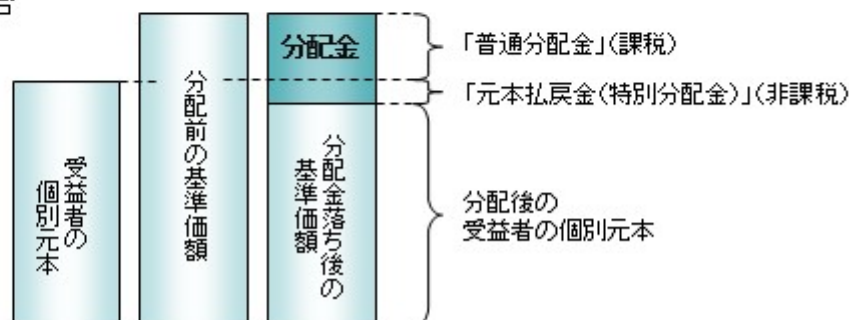
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※上記は2018年7月25日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【積立ベスト・バランス】

以下の運用状況は 2018 年 4 月 27 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	34,667,711	24.29
親投資信託受益証券	日本	101,556,627	71.17
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	6,470,825	4.53
合計（純資産総額）		142,695,163	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	日興アクティブ・ダイナミクス	29,960,860	1.1574	34,676,699	1.1571	34,667,711	24.29
日本	親投資信託受益証券	ベスト・バランス／海外株式マザーファンド	12,487,608	2.6886	33,574,182	2.7153	33,907,602	23.76
日本	親投資信託受益証券	ベスト・バランス／海外債券マザーファンド	14,915,249	2.2669	33,811,377	2.2690	33,842,699	23.72
日本	親投資信託受益証券	日本短期債券マザーファンド	30,265,288	1.1169	33,803,300	1.1170	33,806,326	23.69

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	24.29
親投資信託受益証券	71.17
合 計	95.47

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第8計算期間末（2009年4月27日）	94	94	0.8230	0.8230
第9計算期間末（2010年4月26日）	118	118	0.9362	0.9362
第10計算期間末（2011年4月25日）	117	117	0.8843	0.8843
第11計算期間末（2012年4月25日）	120	120	0.8613	0.8613
第12計算期間末（2013年4月25日）	145	146	1.1017	1.1117
第13計算期間末（2014年4月25日）	124	125	1.1840	1.1940
第14計算期間末（2015年4月27日）	134	139	1.3347	1.3747
第15計算期間末（2016年4月25日）	127	130	1.2416	1.2616
第16計算期間末（2017年4月25日）	135	137	1.2408	1.2608
第17計算期間末（2018年4月25日）	139	143	1.3503	1.3803
2017年4月末日	138	—	1.2595	—
5月末日	138	—	1.2855	—
6月末日	141	—	1.3020	—
7月末日	139	—	1.3091	—
8月末日	138	—	1.3063	—
9月末日	137	—	1.3359	—
10月末日	138	—	1.3636	—
11月末日	140	—	1.3744	—
12月末日	143	—	1.4061	—
2018年1月末日	148	—	1.4143	—
2月末日	145	—	1.3831	—
3月末日	142	—	1.3571	—
4月末日	142	—	1.3536	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第8期	2008年4月26日～2009年4月27日	0.0000
第9期	2009年4月28日～2010年4月26日	0.0000
第10期	2010年4月27日～2011年4月25日	0.0000
第11期	2011年4月26日～2012年4月25日	0.0000
第12期	2012年4月26日～2013年4月25日	0.0100
第13期	2013年4月26日～2014年4月25日	0.0100

第 14 期	2014 年 4 月 26 日～2015 年 4 月 27 日	0.0400
第 15 期	2015 年 4 月 28 日～2016 年 4 月 25 日	0.0200
第 16 期	2016 年 4 月 26 日～2017 年 4 月 25 日	0.0200
第 17 期	2017 年 4 月 26 日～2018 年 4 月 25 日	0.0300

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 8 期	2008 年 4 月 26 日～2009 年 4 月 27 日	△25.79
第 9 期	2009 年 4 月 28 日～2010 年 4 月 26 日	13.75
第 10 期	2010 年 4 月 27 日～2011 年 4 月 25 日	△5.54
第 11 期	2011 年 4 月 26 日～2012 年 4 月 25 日	△2.60
第 12 期	2012 年 4 月 26 日～2013 年 4 月 25 日	29.07
第 13 期	2013 年 4 月 26 日～2014 年 4 月 25 日	8.38
第 14 期	2014 年 4 月 26 日～2015 年 4 月 27 日	16.11
第 15 期	2015 年 4 月 28 日～2016 年 4 月 25 日	△5.48
第 16 期	2016 年 4 月 26 日～2017 年 4 月 25 日	1.55
第 17 期	2017 年 4 月 26 日～2018 年 4 月 25 日	11.24

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 8 期	2008 年 4 月 26 日～2009 年 4 月 27 日	44,664,608	14,587,866
第 9 期	2009 年 4 月 28 日～2010 年 4 月 26 日	31,467,895	20,372,236
第 10 期	2010 年 4 月 27 日～2011 年 4 月 25 日	25,188,026	18,910,814
第 11 期	2011 年 4 月 26 日～2012 年 4 月 25 日	20,345,529	12,457,305
第 12 期	2012 年 4 月 26 日～2013 年 4 月 25 日	16,939,220	25,025,587
第 13 期	2013 年 4 月 26 日～2014 年 4 月 25 日	12,876,095	39,652,694
第 14 期	2014 年 4 月 26 日～2015 年 4 月 27 日	11,299,860	15,614,349
第 15 期	2015 年 4 月 28 日～2016 年 4 月 25 日	14,775,053	12,819,067
第 16 期	2016 年 4 月 26 日～2017 年 4 月 25 日	11,657,790	5,935,880
第 17 期	2017 年 4 月 26 日～2018 年 4 月 25 日	12,281,141	17,448,798

(参考)

日興アクティブ・ダイナミクス

以下の運用状況は 2018 年 4 月 27 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	5,307,419,052	99.63
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	19,445,229	0.37
合計（純資産総額）		5,326,864,281	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	アクティブ・ダイナミクス・マザーファンド	3,160,118,519	1.6818	5,314,687,326	1.6795	5,307,419,052	99.63

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.63
合 計	99.63

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

アクティブ・ダイナミクス・マザーファンド

以下の運用状況は 2018 年 4 月 27 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	7,129,603,310	98.63
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	99,264,030	1.37
合計（純資産総額）		7,228,867,340	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三菱自動車工業	輸送用機器	400,200	806.80	322,881,360	816.00	326,563,200	4.52
日本	株式	横河電機	電気機器	133,000	2,213.41	294,383,530	2,414.00	321,062,000	4.44
日本	株式	パーク 2 4	不動産業	103,400	2,975.35	307,651,298	3,100.00	320,540,000	4.43
日本	株式	豊田通商	卸売業	63,800	4,139.92	264,127,440	3,935.00	251,053,000	3.47
日本	株式	ニフコ	化学	63,800	3,601.79	229,794,299	3,855.00	245,949,000	3.40
日本	株式	住友ベークライト	化学	210,000	926.43	194,550,300	990.00	207,900,000	2.88
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	19,000	10,699.32	203,287,179	10,915.00	207,385,000	2.87
日本	株式	豊田合成	輸送用機器	70,300	2,651.87	186,426,908	2,774.00	195,012,200	2.70
日本	株式	MS & ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	52,400	3,548.72	185,952,928	3,672.00	192,412,800	2.66
日本	株式	大王製紙	パルプ・紙	121,100	1,497.98	181,406,095	1,535.00	185,888,500	2.57
日本	株式	ワコールホールディングス	繊維製品	53,200	3,103.44	165,103,183	3,320.00	176,624,000	2.44
日本	株式	大同特殊鋼	鉄鋼	29,300	6,070.22	177,857,560	5,940.00	174,042,000	2.41
日本	株式	ユニ・チャーム	化学	56,400	3,055.00	172,302,334	3,075.00	173,430,000	2.40
日本	株式	シーブズ・ホールディングス	化学	30,000	5,635.47	169,064,296	5,270.00	158,100,000	2.19
日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	91,300	1,713.77	156,467,431	1,674.00	152,836,200	2.11
日本	株式	東芝ブラントシステム	建設業	66,700	2,296.44	153,172,629	2,286.00	152,476,200	2.11
日本	株式	ダイセル	化学	117,000	1,252.88	146,586,960	1,266.00	148,122,000	2.05
日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	35,100	4,133.20	145,075,320	4,220.00	148,122,000	2.05
日本	株式	ヤマトホールディングス	陸運業	52,000	2,430.84	126,403,695	2,817.50	146,510,000	2.03
日本	株式	セイノーホールディングス	陸運業	63,500	1,812.00	115,062,000	2,053.00	130,365,500	1.80
日本	株式	東洋エンジニアリング	建設業	108,200	1,116.40	120,795,074	1,140.00	123,348,000	1.71
日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	40,700	2,700.26	109,900,582	2,932.00	119,332,400	1.65
日本	株式	石油資源開発	鉱業	41,700	2,900.56	120,953,543	2,847.00	118,719,900	1.64
日本	株式	コスモス薬品	小売業	4,800	19,646.02	94,300,896	24,610.00	118,128,000	1.63

日本	株式	S B I ホールディングス	証券、商品先物取引業	42,000	2,566.52	107,793,840	2,767.00	116,214,000	1.61
日本	株式	静岡銀行	銀行業	104,500	1,028.71	107,500,288	1,112.00	116,204,000	1.61
日本	株式	福山通運	陸運業	25,000	4,184.45	104,611,250	4,575.00	114,375,000	1.58
日本	株式	コンコルディア・フィナンシャルグループ	銀行業	176,900	597.19	105,644,255	637.00	112,685,300	1.56
日本	株式	千葉銀行	銀行業	127,000	852.20	108,230,361	884.00	112,268,000	1.55
日本	株式	東京センチュリー	その他金融業	16,400	6,115.53	100,294,692	6,840.00	112,176,000	1.55

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	鉱業	1.64
		建設業	5.68
		食料品	1.51
		繊維製品	2.45
		パルプ・紙	2.58
		化学	14.32
		医薬品	2.78
		ゴム製品	1.54
		ガラス・土石製品	0.01
		鉄鋼	2.41
		非鉄金属	0.04
		金属製品	0.02
		機械	1.54
		電気機器	8.18
		輸送用機器	12.27
		精密機器	0.34
		その他製品	0.06
		電気・ガス業	1.65
		陸運業	5.44
		海運業	0.00
		空運業	0.01
		倉庫・運輸関連業	0.00
		情報・通信業	2.93
		卸売業	3.50
		小売業	5.46
		銀行業	6.23
		証券、商品先物取引業	1.61
		保険業	2.68
		その他金融業	1.56
		不動産業	6.03
		サービス業	4.14

合 計	98.63
-----	-------

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

日本短期債券マザーファンド

以下の運用状況は 2018 年 4 月 27 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	2,913,689,000	80.25
特殊債券	日本	100,316,000	2.76
社債券	日本	501,485,000	13.81
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	115,408,432	3.18
合計（純資産総額）		3,630,898,432	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第121回利付国債 (5年)	700,000,000	100.50	703,507,000	100.32	702,282,000	0.100	2019/9/20	19.34
日本	国債証券	第377回利付国債 (2年)	400,000,000	100.43	401,720,000	100.26	401,076,000	0.100	2019/6/15	11.05
日本	国債証券	第127回利付国債 (5年)	300,000,000	100.76	302,283,000	100.63	301,908,000	0.100	2021/3/20	8.31
日本	国債証券	第126回利付国債 (5年)	300,000,000	100.70	302,121,000	100.58	301,743,000	0.100	2020/12/20	8.31
日本	国債証券	第125回利付国債 (5年)	300,000,000	100.66	301,998,000	100.52	301,578,000	0.100	2020/9/20	8.31
日本	国債証券	第387回利付国債 (2年)	300,000,000	100.48	301,458,000	100.47	301,410,000	0.100	2020/4/15	8.30
日本	国債証券	第123回利付国債 (5年)	300,000,000	100.57	301,719,000	100.42	301,272,000	0.100	2020/3/20	8.30
日本	国債証券	第128回利付国債 (5年)	200,000,000	100.82	201,657,000	100.70	201,414,000	0.100	2021/6/20	5.55
日本	社債券	第6回成田国際空港 株式会社社債（一般 担保付）	100,000,000	102.34	102,344,000	101.44	101,441,000	1.800	2019/2/20	2.79
日本	国債証券	第135回利付国債 (5年)	100,000,000	101.07	101,071,000	101.00	101,006,000	0.100	2023/3/20	2.78
日本	特殊債券	第301回信金中金 債（5年）	100,000,000	100.35	100,355,000	100.31	100,316,000	0.225	2019/12/27	2.76
日本	社債券	第1回日本生命20 15基金特定目的会 社特定社債（一般担 保付）	100,000,000	100.29	100,298,000	100.27	100,270,000	0.406	2019/8/5	2.76
日本	社債券	第6回三菱UFJ信 託銀行株式会社無担 保社債（特定社債間 限定同順位特約付）	100,000,000	100.27	100,272,000	100.19	100,194,000	0.250	2019/3/1	2.76
日本	社債券	第80回東海旅客鉄 道株式会社無担保普 通社債（社債間限定 同順位特約付）	100,000,000	99.95	99,954,000	99.92	99,923,000	0.001	2020/4/13	2.75

日本	社債券	第11回株式会社りそなホールディングス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99.59	99,590,000	99.65	99,657,000	0.050	2021/7/27	2.74
----	-----	---------------------------------------	-------------	-------	------------	-------	------------	-------	-----------	------

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	80.25
特殊債券	2.76
社債券	13.81
合 計	96.82

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ベスト・バランス／海外株式マザーファンド

以下の運用状況は 2018 年 4 月 27 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,333,836,419	54.97
	カナダ	97,437,061	4.02
	ドイツ	111,056,638	4.58
	イタリア	62,068,698	2.56
	フランス	33,221,459	1.37
	オランダ	25,890,670	1.07
	スペイン	50,642,793	2.09
	ルクセンブルク	25,515,073	1.05
	ポルトガル	31,351,750	1.29
	イギリス	132,957,303	5.48
	スイス	63,784,376	2.63
	スウェーデン	59,616,342	2.46
	ケイマン	128,112,301	5.28
	シンガポール	31,760,839	1.31
	韓国	40,153,320	1.65
	中国	62,005,817	2.56
	インド	30,381,577	1.25
	小計	2,319,792,436	95.61
投資証券	アメリカ	38,022,136	1.57
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	68,486,612	2.82
合計（純資産総額）		2,426,301,184	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	ソフトウェア・サービス	825	111,534.81	92,016,221	113,728.37	93,825,909	3.87
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	462	159,660.84	73,763,309	165,988.92	76,686,884	3.16
アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	ソフトウェア・サービス	3,687	17,462.10	64,382,768	19,044.39	70,216,688	2.89
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	17,822	3,301.27	58,835,349	3,288.15	58,601,489	2.42
アメリカ	株式	ADOBE SYSTEMS INC	ソフトウェア・サ	2,251	23,826.27	53,632,937	24,265.85	54,622,447	2.25

			ービス						
アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	2,917	17,568.17	51,246,355	18,060.24	52,681,738	2.17
アメリカ	株式	SALESFORCE.COM INC	ソフトウェア・サービス	3,978	12,890.17	51,277,128	13,212.76	52,560,361	2.17
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4,792	10,182.67	48,795,364	10,307.33	49,392,730	2.04
アメリカ	株式	TD AMERITRADE HOLDING CORP	各種金融	7,280	6,458.21	47,015,776	6,332.45	46,100,298	1.90
アメリカ	株式	PAYPAL HOLDINGS INC	ソフトウェア・サービス	5,536	8,231.86	45,571,621	8,313.88	46,025,642	1.90
アメリカ	株式	LOCKHEED MARTIN CORP	資本財	1,156	36,795.18	42,535,229	36,129.23	41,765,401	1.72
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	1,655	24,188.22	40,031,505	24,627.80	40,759,021	1.68
韓国	株式	SAMSUNG ELECTR REG S-GDR	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	306	126,846.00	38,814,876	131,220.00	40,153,320	1.65
アメリカ	株式	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	ヘルスケア機器・サービス	2,815	14,726.16	41,454,154	14,172.85	39,896,583	1.64
アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	小売	172	226,058.16	38,882,004	230,925.33	39,719,157	1.64
イギリス	株式	BHP BILLITON PLC	素材	16,962	2,370.80	40,213,655	2,337.63	39,650,973	1.63
アメリカ	株式	NETFLIX INC	小売	1,153	33,572.63	38,709,250	34,333.71	39,586,771	1.63
アメリカ	株式	NIKE INC -CL B	耐久消費財・アパレル	5,297	7,323.16	38,790,829	7,441.26	39,416,394	1.62
カナダ	株式	ENCANA CORP	エネルギー	27,948	1,374.16	38,405,230	1,394.55	38,974,900	1.61
ドイツ	株式	INFINEON TECHNOLOGIES AG	半導体・半導体製造装置	13,570	2,809.31	38,122,415	2,854.32	38,733,236	1.60
アメリカ	株式	AUTODESK INC	ソフトウェア・サービス	2,782	13,524.40	37,624,903	13,885.26	38,628,802	1.59
ドイツ	株式	ZALANDO SE	小売	6,746	5,772.20	38,939,288	5,637.16	38,028,323	1.57
アメリカ	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	—	2,541	14,976.57	38,055,479	14,963.45	38,022,136	1.57
アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6,396	5,640.27	36,075,186	5,690.57	36,396,911	1.50
アメリカ	株式	MASTERCARD INC	ソフトウェア・サービス	1,825	18,943.79	34,572,424	19,481.79	35,554,278	1.47
スイス	株式	JULIUS BAER GROUP LTD	各種金融	5,300	6,477.64	34,331,513	6,559.44	34,765,051	1.43
中国	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	6,500	5,528.60	35,935,926	5,327.86	34,631,142	1.43
ドイツ	株式	VOLKSWAGEN AG-PFD	自動車・自動車部品	1,511	22,458.63	33,935,005	22,696.94	34,295,079	1.41
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,491	7,592.52	34,098,016	7,596.32	34,115,102	1.41

アメリカ	株式	NEWFIELD EXPLORATION CO	エネルギー	10,299	3,107.72	32,006,480	3,231.29	33,279,081	1.37
------	----	-------------------------	-------	--------	----------	------------	----------	------------	------

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	4.27
		素材	2.78
		資本財	8.73
		運輸	1.27
		自動車・自動車部品	1.41
		耐久消費財・アパレル	1.62
		消費者サービス	4.30
		小売	11.10
		食品・飲料・タバコ	3.83
		家庭用品・パーソナル用品	0.82
		ヘルスケア機器・サービス	4.01
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.91
		銀行	7.48
		各種金融	3.33
		保険	1.13
		ソフトウェア・サービス	26.18
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.82
		電気通信サービス	1.32
		半導体・半導体製造装置	5.30
投資証券	—	—	1.57
合 計			97.18

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ベスト・バランス／海外債券マザーファンド

以下の運用状況は 2018 年 4 月 27 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	241, 279, 624	17. 51
	メキシコ	21, 414, 825	1. 55
	イタリア	108, 927, 974	7. 90
	フランス	252, 427, 308	18. 32
	オランダ	62, 024, 343	4. 50
	スペイン	73, 118, 109	5. 31
	オーストリア	37, 156, 089	2. 70
	イギリス	75, 240, 558	5. 46
	ノルウェー	14, 981, 224	1. 09
	ポーランド	6, 921, 263	0. 50
	シンガポール	11, 779, 113	0. 85
	南アフリカ	21, 423, 684	1. 55
	小計	926, 694, 114	67. 25
地方債証券	カナダ	46, 856, 029	3. 40
	ニュージーランド	10, 451, 091	0. 76
	小計	57, 307, 120	4. 16
特殊債券	ドイツ	7, 479, 533	0. 54
	オランダ	164, 708, 189	11. 95
	ノルウェー	26, 515, 433	1. 92
	韓国	95, 768, 474	6. 95
	国際機関	6, 032, 718	0. 44
	小計	300, 504, 347	21. 81
社債券	デンマーク	73, 477, 360	5. 33
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	20, 069, 369	1. 46
合計（純資産総額）		1, 378, 052, 310	100. 00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	290, 915, 864	21. 11
	売建	—	286, 967, 609	△20. 82

（注）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	1,380,000	16,354.05	225,685,990	16,377.78	226,013,385	3.500	2026/4/25	16.40
オランダ	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	760,000	13,562.93	103,078,282	13,585.91	103,252,952	1.000	2026/1/12	7.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	950,000	10,719.50	101,835,287	10,713.94	101,782,515	2.750	2028/2/15	7.39
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	563,000	16,305.04	91,797,410	16,329.02	91,932,394	4.500	2026/3/1	6.67
韓国	特殊債券	EXPORT-IMPORT BANK KOREA	726,000	10,841.09	78,706,315	10,847.37	78,751,963	2.375	2019/8/12	5.71
デンマーク	社債券	NYKREDIT REALKREDIT AS	3,792,000	1,935.81	73,405,933	1,937.69	73,477,360	2.000	2025/1/1	5.33
オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVERNMENT	463,000	13,344.09	61,783,140	13,396.18	62,024,343	0.750	2027/7/15	4.50
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	423,000	13,494.72	57,082,684	13,546.56	57,301,984	1.450	2027/10/31	4.16
アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B	280,000	11,948.67	41,928,593	11,946.10	41,930,444	2.000	2026/1/15	3.04
オーストリア	国債証券	REPUBLIC OF AUSTRIA	285,000	12,993.36	37,031,086	13,037.22	37,156,089	0.500	2027/4/20	2.70
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	360,000	10,318.83	37,147,805	10,314.35	37,131,665	2.250	2027/2/15	2.69
カナダ	地方債証券	PROVINCE OF ALBERTA	445,000	8,226.14	36,606,366	8,230.99	36,627,909	2.350	2025/6/1	2.66
イギリス	国債証券	UK TREASURY	147,000	20,403.33	29,992,901	20,487.52	30,116,668	4.750	2030/12/7	2.19
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	200,000	14,000.21	28,000,424	13,979.50	27,959,002	5.000	2037/5/15	2.03
ノルウェー	特殊債券	KOMMUNALBANKEN AS	260,000	10,194.35	26,505,312	10,198.24	26,515,433	2.125	2025/4/23	1.92
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	200,000	13,179.57	26,359,140	13,206.96	26,413,923	0.500	2026/5/25	1.92
オランダ	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	230,000	10,269.11	23,618,960	10,270.83	23,622,909	2.375	2026/3/16	1.71
イギリス	国債証券	UK TREASURY	113,000	19,863.76	22,446,057	19,972.92	22,569,400	4.250	2032/6/7	1.64
イギリス	国債証券	UK TREASURY	99,000	22,591.68	22,365,773	22,782.31	22,554,490	4.750	2038/12/7	1.64
オランダ	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	212,000	10,534.36	22,332,850	10,541.06	22,347,061	1.625	2021/4/19	1.62
メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,090,000	521.95	21,347,784	523.58	21,414,825	5.750	2026/3/5	1.55
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	140,000	12,893.90	18,051,469	12,887.49	18,042,498	8.000	2021/11/15	1.31
韓国	特殊債券	EXPORT-IMPORT BK KOREA	150,000	11,345.47	17,018,217	11,344.34	17,016,511	5.125	2020/6/29	1.23
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	126,000	13,465.36	16,966,354	13,488.55	16,995,580	1.500	2025/6/1	1.23
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	110,000	14,382.57	15,820,829	14,378.29	15,816,125	4.000	2020/4/30	1.15
オランダ	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	188,000	8,243.97	15,498,670	8,236.84	15,485,267	3.250	2025/7/15	1.12
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	137,000	10,536.25	14,434,669	10,535.40	14,433,500	1.375	2021/4/30	1.05
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	730,000	1,476.24	10,776,586	1,475.78	10,773,208	3.750	2021/5/25	0.78
ニュージーランド	地方債証券	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	142,000	7,375.25	10,472,857	7,359.92	10,451,091	2.750	2025/4/15	0.76
カナダ	地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF	125,000	8,177.06	10,221,326	8,182.49	10,228,120	2.300	2026/6/18	0.74

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	67.25
地方債証券	4.16

特殊債券	21. 81
社債券	5. 33
合 計	98. 54

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	買建	1, 895, 433. 00	205, 865, 218	206, 737, 268	15. 00
	加ドル	買建	337, 187. 24	28, 569, 137	28, 578, 431	2. 07
	英ポンド	買建	189, 500. 00	28, 833, 315	28, 797, 310	2. 09
	ノルウェークローネ	買建	402, 597. 85	5, 539, 746	5, 499, 486	0. 40
	ポーランドズロチ	買建	273, 233. 83	8, 634, 189	8, 541, 289	0. 62
	ニュージーランドドル	買建	166, 000. 00	12, 806, 900	12, 762, 080	0. 93
	米ドル	売建	202, 579. 63	22, 000, 147	22, 093, 334	△1. 60
	加ドル	売建	888, 820. 42	75, 310, 651	75, 335, 717	△5. 47
	ユーロ	売建	540, 000. 00	71, 901, 000	71, 490, 600	△5. 19
	英ポンド	売建	45, 000. 00	6, 847, 200	6, 838, 650	△0. 50
	スウェーデンクローナ	売建	425, 000. 00	5, 440, 000	5, 363, 500	△0. 39
	デンマーククローネ	売建	3, 915, 000. 00	70, 000, 200	69, 569, 550	△5. 05
	ポーランドズロチ	売建	483, 317. 96	15, 243, 847	15, 074, 686	△1. 09
	ニュージーランドドル	売建	111, 000. 00	8, 583, 630	8, 554, 770	△0. 62
	南アフリカランド	売建	1, 450, 321. 42	12, 646, 802	12, 646, 802	△0. 92

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

運用実績

2018年4月27日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額……………13,536 円

純資産総額…………… 1.42 億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2008年4月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意下さい。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2014年4月	2015年4月	2016年4月	2017年4月	2018年4月	設定来累計
100 円	400 円	200 円	200 円	300 円	2,350 円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
日興アクティブ・ダイナミクス	24.29%
日本短期債券マザーファンド	23.69%
ベスト・バランス/海外株式マザーファンド	23.76%
ベスト・バランス/海外債券マザーファンド	23.72%
現金その他	4.53%

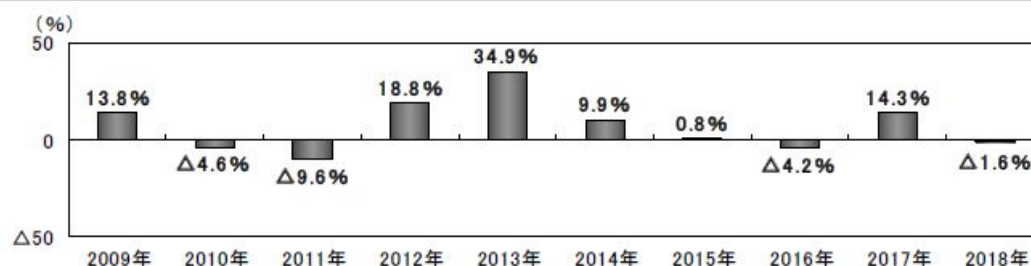
※当ファンドの対純資産総額比です。

<組入上位銘柄>

アクティブ・ダイナミクス・マザーファンド				ベスト・バランス/海外株式マザーファンド			
銘柄	業種	比率		銘柄	業種	比率	
1 三菱自動車工業	輸送用機器	4.52%		1 ALPHABET INC-CL C	ソフトウェア・サービス	3.87%	
2 横河電機	電気機器	4.44%		2 AMAZON.COM INC	小売	3.16%	
3 パーク24	不動産業	4.43%		3 FACEBOOK INC-A	ソフトウェア・サービス	2.89%	
日本短期債券マザーファンド				ベスト・バランス/海外債券マザーファンド			
銘柄	種類	比率		銘柄(利率)	種類	比率	
1 第121回利付国債(5年)	国債証券	19.34%		1 FRANCE (GOVT OF) (3.50%)	国債証券	16.40%	
2 第377回利付国債(2年)	国債証券	11.05%		2 BK NEDERLANDSE GEMEENTEN(1.00%)	特殊債券	7.49%	
3 第127回利付国債(5年)	国債証券	8.31%		3 US TREASURY N/B(2.75%)	国債証券	7.39%	

※各マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2018年は、2018年4月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
※当ファンドは、2018年10月25日をもって信託期間が終了いたします。
- (3) 取扱時間
原則として、午後2時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (4) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (5) 申込単位
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (6) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (7) 受付の中止および取消
委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所*における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
- (8) 償還乗換
 - ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。
- (9) 乗換優遇
受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
※当ファンドは、2018年10月25日をもって信託期間が終了いたします。
- (2) 取扱時間
原則として、午後2時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(8) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

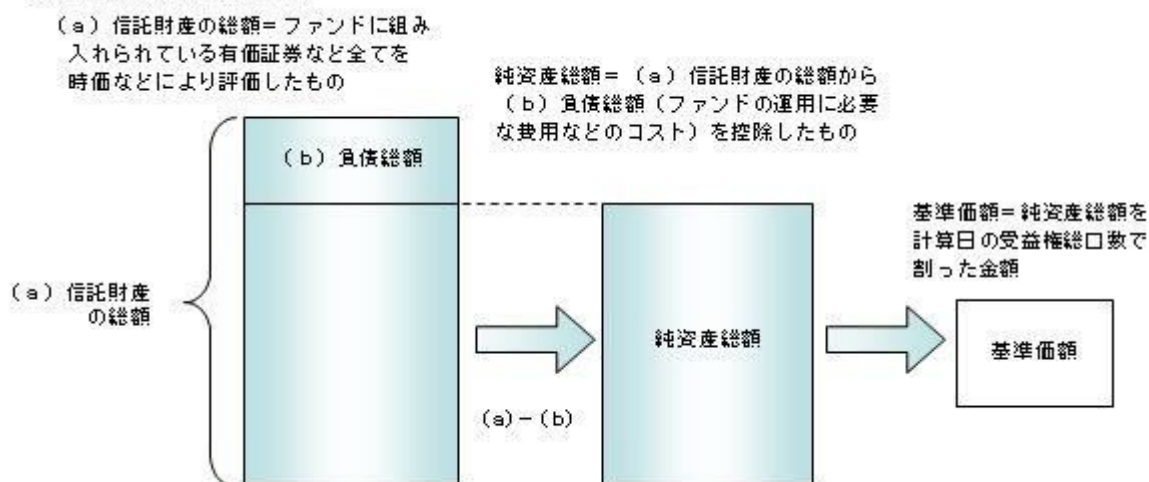
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額*で評価します。

*マザーファンドについては「基準価額計算日の基準価額」とします。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2018年10月25日までとします（2002年1月7日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年4月26日から翌年4月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。
ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。（後述の「異議

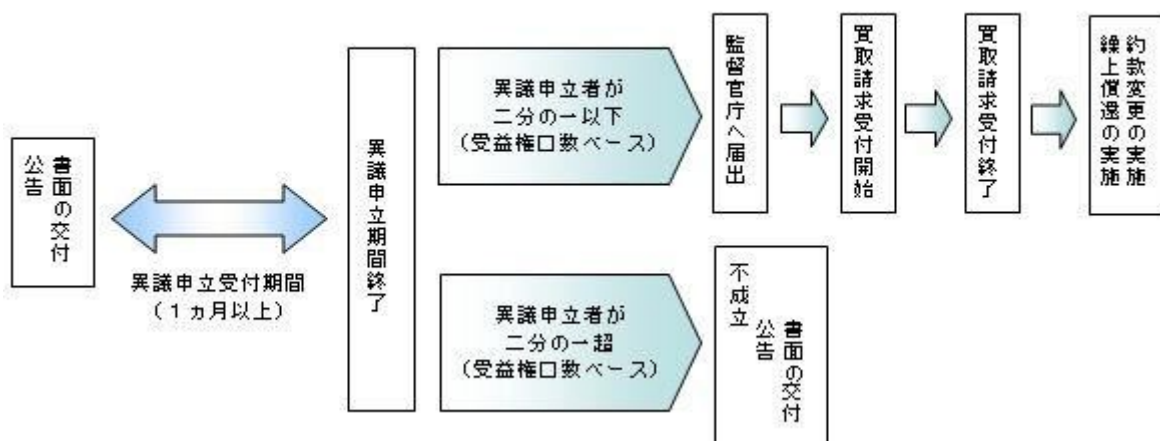
の申立て」をご覧ください。）

- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分之一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分之一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間(平成29年4月26日から平成30年4月25日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 6 月 6 日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている積立ベスト・バランスの平成 29 年 4 月 26 日から平成 30 年 4 月 25 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、積立ベスト・バランスの平成 30 年 4 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【積立ベスト・バランス】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 16 期 平成 29 年 4 月 25 日現在	第 17 期 平成 30 年 4 月 25 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	1,632,104
コール・ローン	6,632,442	6,292,461
投資信託受益証券	33,070,908	34,676,699
親投資信託受益証券	98,103,160	101,188,859
未収入金	163,313	32,450
流動資産合計	137,969,823	143,822,573
資産合計	137,969,823	143,822,573
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,176,146	3,109,190
未払解約金	150,000	88,593
未払受託者報酬	57,724	61,787
未払委託者報酬	574,265	614,568
未払利息	12	12
その他未払費用	3,469	3,723
流動負債合計	2,961,616	3,877,873
負債合計	2,961,616	3,877,873
純資産の部		
元本等		
元本	108,807,326	103,639,669
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	26,200,881	36,305,031
（分配準備積立金）	23,566,683	25,223,807
元本等合計	135,008,207	139,944,700
純資産合計	135,008,207	139,944,700
負債純資産合計	137,969,823	143,822,573

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 16 期 自 平成 28 年 4 月 26 日 至 平成 29 年 4 月 25 日	第 17 期 自 平成 29 年 4 月 26 日 至 平成 30 年 4 月 25 日
営業収益		
受取利息	1	-
有価証券売買等損益	3,426,279	15,950,630
営業収益合計	3,426,280	15,950,630
営業費用		
支払利息	1,645	2,074
受託者報酬	112,686	122,179
委託者報酬	1,121,103	1,215,299
その他費用	6,793	7,376
営業費用合計	1,242,227	1,346,928
営業利益又は営業損失（△）	2,184,053	14,603,702
経常利益又は経常損失（△）	2,184,053	14,603,702
当期純利益又は当期純損失（△）	2,184,053	14,603,702
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△93,801	1,520,682
期首剰余金又は期首欠損金（△）	24,902,094	26,200,881
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,599,870	4,355,667
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,599,870	4,355,667
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,402,791	4,225,347
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,402,791	4,225,347
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	2,176,146	3,109,190
期末剰余金又は期末欠損金（△）	26,200,881	36,305,031

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第 16 期 平成 29 年 4 月 25 日現在	第 17 期 平成 30 年 4 月 25 日現在
1.	期首元本額	103,085,416 円	108,807,326 円
	期中追加設定元本額	11,657,790 円	12,281,141 円
	期中一部解約元本額	5,935,880 円	17,448,798 円
2.	受益権の総数	108,807,326 口	103,639,669 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 16 期 自 平成 28 年 4 月 26 日 至 平成 29 年 4 月 25 日		第 17 期 自 平成 29 年 4 月 26 日 至 平成 30 年 4 月 25 日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用		1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	
224,549 円		239,591 円	
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	798,758 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	1,288,890 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	7,019,347 円
C 信託約款に定める収益調整金	34,696,117 円	C 信託約款に定める収益調整金	35,526,839 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	24,944,071 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	20,024,760 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	60,438,946 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	63,859,836 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	5,554 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	6,161 円
G 分配金額	2,176,146 円	G 分配金額	3,109,190 円
H 分配金額(1 万口当たり)	200 円	H 分配金額(1 万口当たり)	300 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第 16 期 自 平成 28 年 4 月 26 日 至 平成 29 年 4 月 25 日	第 17 期 自 平成 29 年 4 月 26 日 至 平成 30 年 4 月 25 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリ	同左

	スク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	
--	-------------------------------	--

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

	第 16 期 平成 29 年 4 月 25 日現在	第 17 期 平成 30 年 4 月 25 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第 16 期（平成 29 年 4 月 25 日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△455,731
親投資信託受益証券	3,519,708
合計	3,063,977

第 17 期（平成 30 年 4 月 25 日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	6,730,617
親投資信託受益証券	7,241,984
合計	13,972,601

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第 16 期 平成 29 年 4 月 25 日現在	第 17 期 平成 30 年 4 月 25 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2408円 (12,408円)
	1.3503円 (13,503円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日興アクティブ・ダイナミクス	29,960,860	34,676,699	
投資信託受益証券 合計		29,960,860	34,676,699	
親投資信託受益証券	日本短期債券マザーファンド	30,265,288	33,803,300	
	ベスト・バランス／海外株式マザーファンド	12,487,608	33,574,182	
	ベスト・バランス／海外債券マザーファンド	14,915,249	33,811,377	
親投資信託受益証券 合計		57,668,145	101,188,859	
合計		87,629,005	135,865,558	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「日興アクティブ・ダイナミクス」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の有価証券報告書は平成30年3月14日に提出しております。

また、当ファンドは、「日本短期債券マザーファンド」「ベスト・バランス／海外株式マザーファンド」「ベスト・バランス／海外債券マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

日本短期債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	平成 29 年 4 月 25 日現在	平成 30 年 4 月 25 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	24,077,503
コール・ローン	271,387,383	92,829,116
国債証券	3,523,602,000	2,913,644,000
地方債証券	102,766,000	-
特殊債券	202,587,000	100,301,000
社債券	503,793,000	501,447,000
未収利息	1,871,378	1,211,735
前払費用	1,369	9,313
流動資産合計	4,606,008,130	3,633,519,667
資産合計	4,606,008,130	3,633,519,667
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,687,628	3,920,461
未払利息	505	182
流動負債合計	2,688,133	3,920,643
負債合計	2,688,133	3,920,643
純資産の部		
元本等		
元本	4,113,430,939	3,249,612,944
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	489,889,058	379,986,080
元本等合計	4,603,319,997	3,629,599,024
純資産合計	4,603,319,997	3,629,599,024
負債純資産合計	4,606,008,130	3,633,519,667

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

		平成 29 年 4 月 25 日現在	平成 30 年 4 月 25 日現在
1.	期首	平成 28 年 4 月 26 日	平成 29 年 4 月 26 日
	期首元本額	5,692,622,399 円	4,113,430,939 円
	期首からの追加設定元本額	180,442,862 円	220,404,159 円
	期首からの一部解約元本額	1,759,634,322 円	1,084,222,154 円
	元本の内訳 ※		
	日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）	2,616,284,416 円	1,773,275,514 円
	日興ベスト・バランス 1 月号	23,824,864 円	24,825,088 円
	日興ベスト・バランス 2 月号	6,274,519 円	6,571,436 円
	日興ベスト・バランス 3 月号	13,489,916 円	14,298,704 円
	日興ベスト・バランス 4 月号	170,884,803 円	170,834,045 円
	日興ベスト・バランス 5 月号	171,398,125 円	168,323,382 円
	日興ベスト・バランス 6 月号	128,305,290 円	125,013,290 円
	日興ベスト・バランス 7 月号	86,979,518 円	85,449,832 円
	日興ベスト・バランス 8 月号	61,227,687 円	61,804,677 円
	日興ベスト・バランス 9 月号	24,974,220 円	26,227,281 円
	日興ベスト・バランス 10 月号	27,007,215 円	28,472,699 円
	日興ベスト・バランス 11 月号	17,982,059 円	18,157,663 円
	日興ベスト・バランス 12 月号	5,483,202 円	5,792,238 円
	年金積立 日本短期債券オープン	730,490,687 円	710,301,807 円
	積立ベスト・バランス	28,824,418 円	30,265,288 円
	計	4,113,430,939 円	3,249,612,944 円
2.	受益権の総数	4,113,430,939 口	3,249,612,944 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成 28 年 4 月 26 日 至 平成 29 年 4 月 25 日	自 平成 29 年 4 月 26 日 至 平成 30 年 4 月 25 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	平成 29 年 4 月 25 日現在	平成 30 年 4 月 25 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成 29 年 4 月 25 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△5,703,000
地方債証券	△722,000
特殊債券	△922,000
社債券	△1,151,000
合計	△8,498,000

(平成 30 年 4 月 25 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
----	-------------------

国債証券	△3,890,000
特殊債券	△54,000
社債券	△1,011,000
合計	△4,955,000

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成 29 年 4 月 25 日現在		平成 30 年 4 月 25 日現在	
1口当たり純資産額	1.1191 円	1口当たり純資産額	1.1169 円
(1万口当たり純資産額)	(11,191 円)	(1万口当たり純資産額)	(11,169 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第377回利付国債(2年)	400,000,000	401,088,000	
	第387回利付国債(2年)	300,000,000	301,419,000	
	第121回利付国債(5年)	700,000,000	702,254,000	
	第123回利付国債(5年)	300,000,000	301,254,000	
	第125回利付国債(5年)	300,000,000	301,587,000	
	第126回利付国債(5年)	300,000,000	301,752,000	
	第127回利付国債(5年)	300,000,000	301,917,000	
	第128回利付国債(5年)	200,000,000	201,390,000	
	第135回利付国債(5年)	100,000,000	100,983,000	
国債証券 合計		2,900,000,000	2,913,644,000	
特殊債券	第301回信金中金債(5年)	100,000,000	100,301,000	
特殊債券 合計		100,000,000	100,301,000	
社債券	第6回成田国際空港株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	101,447,000	
	第1回日本生命2015基金特定目的会社特定社債(一般担保付)	100,000,000	100,265,000	
	第11回株式会社りそなホールディングス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,626,000	
	第6回三菱UFJ信託銀行株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,192,000	
	第80回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,917,000	

社債券 合計	500,000,000	501,447,000	
合計	3,500,000,000	3,515,392,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

貸借対照表

(単位：円)

	平成 29 年 4 月 25 日現在	平成 30 年 4 月 25 日現在
資産の部		
流動資産		
預金	14,751,650	59,980,758
金銭信託	-	617,753
コール・ローン	2,999,996	2,381,704
株式	2,010,452,372	2,297,262,286
投資証券	34,282,143	37,891,912
未収入金	10,063,097	5,021,358
未収配当金	1,802,259	1,265,510
流動資産合計	2,074,351,517	2,404,421,281
資産合計	2,074,351,517	2,404,421,281
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,100	12,634
未払金	2,413,913	-
未払解約金	598,694	1,958,362
未払利息	5	4
流動負債合計	3,016,712	1,971,000
負債合計	3,016,712	1,971,000
純資産の部		
元本等		
元本	936,448,308	893,553,212
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,134,886,497	1,508,897,069
元本等合計	2,071,334,805	2,402,450,281
純資産合計	2,071,334,805	2,402,450,281
負債純資産合計	2,074,351,517	2,404,421,281

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条及び第 61 条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

		平成 29 年 4 月 25 日現在	平成 30 年 4 月 25 日現在
1.	期首	平成 28 年 4 月 26 日	平成 29 年 4 月 26 日
	期首元本額	998,761,450 円	936,448,308 円
	期首からの追加設定元本額	87,221,571 円	77,185,622 円
	期首からの一部解約元本額	149,534,713 円	120,080,718 円
	元本の内訳 ※		
	日興ベスト・バランス 1 月号	12,518,096 円	10,294,681 円
	日興ベスト・バランス 2 月号	3,280,344 円	2,943,786 円
	日興ベスト・バランス 3 月号	7,050,869 円	6,408,239 円
	日興ベスト・バランス 4 月号	88,561,141 円	70,486,568 円
	日興ベスト・バランス 5 月号	89,532,101 円	70,019,418 円
	日興ベスト・バランス 6 月号	66,572,289 円	54,276,265 円
	日興ベスト・バランス 7 月号	45,242,550 円	34,930,998 円
	日興ベスト・バランス 8 月号	33,102,589 円	26,467,293 円
	日興ベスト・バランス 9 月号	14,196,553 円	11,017,945 円
	日興ベスト・バランス 10 月号	15,690,730 円	12,015,372 円
	日興ベスト・バランス 11 月号	9,426,598 円	7,794,574 円
	日興ベスト・バランス 12 月号	2,810,568 円	2,572,600 円
	年金積立 インターナショナル・グロース・ファンド	533,529,763 円	571,837,865 円
	積立ベスト・バランス	14,934,117 円	12,487,608 円
	計	936,448,308 円	893,553,212 円
2.	受益権の総数	936,448,308 口	893,553,212 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成 28 年 4 月 26 日	自 平成 29 年 4 月 26 日
--	--------------------	--------------------

	至 平成 29 年 4 月 25 日	至 平成 30 年 4 月 25 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	平成 29 年 4 月 25 日現在	平成 30 年 4 月 25 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成 29 年 4 月 25 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	303,127,896
投資証券	5,400,441
合計	308,528,337

(平成 30 年 4 月 25 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	362,425,248
投資証券	3,586,424
合計	366,011,672

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成 29 年 4 月 25 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	598,694	—	602,794	△4,100
	米ドル	598,694	—	602,794	△4,100
合計		598,694	—	602,794	△4,100

(平成 30 年 4 月 25 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,958,362	—	1,970,996	△12,634
	米ドル	1,958,362	—	1,970,996	△12,634
合計		1,958,362	—	1,970,996	△12,634

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成 29 年 4 月 25 日現在		平成 30 年 4 月 25 日現在	
1口当たり純資産額	2,219 円	1口当たり純資産額	2,688 円
(1万口当たり純資産額)	(22,119 円)	(1万口当たり純資産額)	(26,886 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	NEWFIELD EXPLORATION CO	10,299	28.42	292,697.58	
	FASTENAL CO	4,865	49.11	238,920.15	
	FORTUNE BRANDS HOME & SECURI	4,228	55.13	233,089.64	
	GENERAL DYNAMICS CORP	1,222	222.02	271,308.44	
	LOCKHEED MARTIN CORP	1,156	336.49	388,982.44	
	NIKE INC -CL B	5,297	66.97	354,740.09	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	2,600	82.04	213,304.00	
	MELCO RESORTS & ENTERT-ADR	7,916	31.63	250,383.08	
	NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP-ADR	1,957	90.27	176,658.39	
	AMAZON.COM INC	462	1,460.09	674,561.58	
	BOOKING HOLDINGS INC	172	2,067.29	355,573.88	
	NETFLIX INC	1,153	307.02	353,994.06	
	TJX COMPANIES INC	3,345	83.09	277,936.05	
	WAYFAIR INC- CLASS A	2,753	68.77	189,323.81	
	MONSTER BEVERAGE CORP	5,045	55.73	281,157.85	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	1,227	146.87	180,209.49	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	9,672	28.50	275,652.00	
	DEXCOM INC	3,233	74.43	240,632.19	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	2,815	134.67	379,096.05	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	6,396	51.58	329,905.68	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	242	155.67	37,672.14	
	BANK OF AMERICA CORP	17,822	30.19	538,046.18	
	HDFC BANK LTD-ADR	2,928	95.80	280,502.40	
	TD AMERITRADE HOLDING CORP	7,280	59.06	429,956.80	
	ADOBE SYSTEMS INC	2,251	217.89	490,470.39	
	ALIBABA GROUP HOLDING-SP-ADR	1,544	173.09	267,250.96	
	ALPHABET INC-CL C	825	1,019.98	841,483.50	

	AUTODESK INC	2,782	123.68	344,077.76	
	FACEBOOK INC-A	3,687	159.69	588,777.03	
	MASTERCARD INC	1,825	173.24	316,163.00	
	MICROSOFT CORP	4,792	93.12	446,231.04	
	PAYPAL HOLDINGS INC	5,536	75.28	416,750.08	
	SALESFORCE.COM INC	3,978	117.88	468,926.64	
	SERVICENOW INC	2,917	160.66	468,645.22	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	1,490	155.07	231,054.30	
	YANDEX NV-A	7,234	33.54	242,628.36	
	FLEX LTD	17,455	16.76	292,545.80	
	SAMSUNG ELECTR REG S-GDR	306	1,160.00	354,960.00	
	T-MOBILE US INC	4,560	62.58	285,364.80	
	ADVANCED MICRO DEVICES	19,288	10.09	194,615.92	
	MICRON TECHNOLOGY INC	4,700	47.11	221,417.00	
	NVIDIA CORP	1,655	221.20	366,086.00	
米ドル小計		190,910		14,081,751.77 (1,533,221,132)	
加ドル	ENCANA CORP	27,948	16.18	452,198.64	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	18,696	17.73	331,480.08	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	3,621	96.13	348,086.73	
加ドル小計		50,265		1,131,765.45 (96,064,251)	
ユーロ	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	14,908	16.11	240,242.42	
	VOLKSWAGEN AG-PFD	1,511	169.64	256,326.04	
	INDITEX	7,031	24.81	174,439.11	
	ZALANDO SE	6,746	43.60	294,125.60	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO SPA	35,898	6.15	220,952.19	
	BANCO SANTANDER SA	37,880	5.39	204,286.84	
	BNP PARIBAS	3,968	64.00	253,952.00	
	UNICREDIT SPA	13,501	18.21	245,880.21	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	13,570	21.22	287,955.40	
ユーロ小計		135,013		2,178,159.81 (289,956,633)	
英ポンド	BHP BILLITON PLC	16,962	15.58	264,267.96	
	DIAGEO PLC	8,621	24.65	212,550.75	
	ASTRAZENECA PLC	4,491	49.89	224,078.44	

	JUST EAT PLC	22,964	7.51	172,643.35	
英ボンド小計		53,038		873,540.50 (133,066,424)	
スイスフラン	ABB LTD-REG	11,345	23.64	268,195.80	
	JULIUS BAER GROUP LTD	5,300	58.60	310,580.00	
スイスフラン小計		16,645		578,775.80 (64,301,991)	
スウェーデンクローナ	ASSA ABLOY AB-B	11,791	177.80	2,096,439.80	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	7,452	356.80	2,658,873.60	
スウェーデンクローナ小計		19,243		4,755,313.40 (60,868,011)	
香港ドル	SANDS CHINA LTD	53,200	43.45	2,311,540.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	25,000	83.25	2,081,250.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	6,500	396.60	2,577,900.00	
	SUNNY OPTICAL TECH	12,300	134.90	1,659,270.00	
香港ドル小計		97,000		8,629,960.00 (119,783,844)	
合 計		562,114		2,297,262,286 (2,297,262,286)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	2,541	348,015.36	
米ドル小計			2,541	348,015.36 (37,891,912)	
合 計				37,891,912 (37,891,912)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 42 銘柄	97.6%	—	65.7%
	投資証券 1 銘柄	—	2.4%	1.6%
加ドル	株式 3 銘柄	100.0%	—	4.1%
ユーロ	株式 9 銘柄	100.0%	—	12.4%

英ポンド	株式	4 銘柄	100.0%	—	5.7%
スイスフラン	株式	2 銘柄	100.0%	—	2.8%
スウェーデンクローナ	株式	2 銘柄	100.0%	—	2.6%
香港ドル	株式	4 銘柄	100.0%	—	5.1%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

貸借対照表

(単位：円)

	平成 29 年 4 月 25 日現在	平成 30 年 4 月 25 日現在
資産の部		
流動資産		
預金	47,687,886	1,139,213
金銭信託	-	27,897
コール・ローン	150,167	107,555
国債証券	819,641,481	927,246,280
地方債証券	116,093,755	57,309,618
特殊債券	319,552,484	300,190,536
社債券	66,842,271	73,819,022
派生商品評価勘定	3,790,120	6,020,145
未収利息	13,669,607	13,649,763
前払費用	2,360,970	1,057,470
流動資産合計	1,389,788,741	1,380,567,499
資産合計	1,389,788,741	1,380,567,499
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,468,322	3,745,117
流動負債合計	6,468,322	3,745,117
負債合計	6,468,322	3,745,117
純資産の部		
元本等		
元本	644,611,600	607,351,726
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	738,708,819	769,470,656
元本等合計	1,383,320,419	1,376,822,382
純資産合計	1,383,320,419	1,376,822,382
負債純資産合計	1,389,788,741	1,380,567,499

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条及び第 61 条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

		平成 29 年 4 月 25 日現在	平成 30 年 4 月 25 日現在
1.	期首	平成 28 年 4 月 26 日	平成 29 年 4 月 26 日
	期首元本額	668,276,182 円	644,611,600 円
	期首からの追加設定元本額	19,190,316 円	20,798,414 円
	期首からの一部解約元本額	42,854,898 円	58,058,288 円
	元本の内訳 ※		
	日興ベスト・バランス 1 月号	12,235,483 円	12,250,262 円
	日興ベスト・バランス 2 月号	3,330,137 円	3,406,380 円
	日興ベスト・バランス 3 月号	7,155,737 円	7,311,217 円
	日興ベスト・バランス 4 月号	90,652,211 円	84,190,926 円
	日興ベスト・バランス 5 月号	91,218,253 円	83,550,488 円
	日興ベスト・バランス 6 月号	67,085,117 円	62,081,010 円
	日興ベスト・バランス 7 月号	46,005,327 円	42,498,951 円
	日興ベスト・バランス 8 月号	32,493,172 円	30,565,598 円
	日興ベスト・バランス 9 月号	13,324,018 円	12,819,365 円
	日興ベスト・バランス 10 月号	14,454,077 円	13,814,006 円
	日興ベスト・バランス 11 月号	9,292,795 円	9,021,137 円
	日興ベスト・バランス 12 月号	2,830,017 円	2,879,184 円
	年金積立 インターナショナル・ボンド・ファンド	239,244,957 円	228,047,953 円
	積立ベスト・バランス	15,290,299 円	14,915,249 円
	計	644,611,600 円	607,351,726 円
2.	受益権の総数	644,611,600 口	607,351,726 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成 28 年 4 月 26 日	自 平成 29 年 4 月 26 日
--	--------------------	--------------------

	至 平成 29 年 4 月 25 日	至 平成 30 年 4 月 25 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	平成 29 年 4 月 25 日現在	平成 30 年 4 月 25 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成 29 年 4 月 25 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△16,020,367
地方債証券	797,519
特殊債券	366,353
社債券	△3,266
合計	△14,859,761

(平成 30 年 4 月 25 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△11,596,865
地方債証券	△2,095,550
特殊債券	△5,507,141
社債券	262,243
合計	△18,937,313

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成 29 年 4 月 25 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	194,695,290	—	188,279,588	△6,415,702
	米ドル	194,695,290	—	188,279,588	△6,415,702
	売建	194,695,290	—	190,957,790	3,737,500
	加ドル	44,850,750	—	42,519,750	2,331,000
	ユーロ	72,908,160	—	71,449,040	1,459,120
	英ポンド	12,479,580	—	12,492,040	△12,460
	デンマーククローネ	64,456,800	—	64,496,960	△40,160
合計		389,390,580	—	379,237,378	△2,678,202

(平成 30 年 4 月 25 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	285,675,649	—	290,248,505	4,572,856
	米ドル	201,141,090	—	205,865,218	4,724,128
	加ドル	28,443,384	—	28,569,137	125,753
	英ポンド	28,779,086	—	28,833,315	54,229
	ノルウェークローネ	5,512,250	—	5,539,746	27,496
	ポーランドズロチ	8,717,940	—	8,634,189	△83,751
	ニュージーランドドル	13,081,899	—	12,806,900	△274,999

売建	285,675,649	—	287,973,477	△2,297,828
米ドル	21,775,284	—	22,000,147	△224,863
加ドル	74,183,113	—	75,310,651	△1,127,538
ユーロ	71,571,600	—	71,901,000	△329,400
英ポンド	6,668,100	—	6,847,200	△179,100
スウェーデンクローナ	5,512,250	—	5,440,000	72,250
デンマーククローネ	68,982,300	—	70,000,200	△1,017,900
ポーランドズロチ	15,183,163	—	15,243,847	△60,684
ニュージーランドドル	8,717,940	—	8,583,630	134,310
南アフリカランド	13,081,899	—	12,646,802	435,097
合計	571,351,298	—	578,221,982	2,275,028

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成 29 年 4 月 25 日現在		平成 30 年 4 月 25 日現在	
1 口当たり純資産額	2.1460 円	1 口当たり純資産額	2.2669 円
(1 万口当たり純資産額)	(21,460 円)	(1 万口当たり純資産額)	(22,669 円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	TSY INFL IX N/B-2.0%-26/01/15	280,000.00	383,434.78	

		US TREASURY N/B-1.375%-21/04/30	137,000.00	132,004.29	
		US TREASURY N/B-8.0%-21/11/15	140,000.00	165,079.74	
		US TREASURY N/B-2.25%-27/02/15	360,000.00	339,714.72	
		US TREASURY N/B-2.75%-28/02/15	950,000.00	931,278.35	
		US TREASURY N/B-5.0%-37/05/15	200,000.00	256,062.40	
	国債証券小計		2,067,000.00	2,207,574.28 (240,360,687)	
	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-1.625%-21/04/19	212,000.00	204,232.74	
		BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-2.375%-26/03/16	230,000.00	215,994.15	
		EXPORT-IMPORT BANK KOREA-2.375%-19/08/12	726,000.00	719,765.11	
		EXPORT-IMPORT BK KOREA-5.125%-20/06/29	150,000.00	155,630.70	
		KFW-1.5%-20/04/20	70,000.00	68,429.06	
		KOMMUNALBANKEN AS-2.125%-25/04/23	260,000.00	242,389.68	
	特殊債券小計		1,648,000.00	1,606,441.44 (174,909,343)	
米ドル小計			3,715,000.00	3,814,015.72 (415,270,030)	
加ドル	地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF-2.3%-26/06/18	125,000.00	120,350.00	
		PROVINCE OF ALBERTA-2.35%-25/06/01	445,000.00	431,018.10	
加ドル小計			570,000.00	551,368.10 (46,800,124)	
メキシコ ペソ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT-5.75%-26/03/05	4,090,000.00	3,668,004.22	
メキシコペソ小計			4,090,000.00	3,668,004.22 (21,237,744)	
ユーロ	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.0%-20/04/30	110,000.00	119,501.69	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.45%-27/10/31	423,000.00	431,170.66	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-1.5%-25/06/01	126,000.00	128,154.34	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-4.5%-26/03/01	563,000.00	693,386.29	
		FRANCE (GOVT OF)-3.5%-26/04/25	1,380,000.00	1,704,705.72	
		FRANCE (GOVT OF)-0.5%-26/05/25	200,000.00	199,102.20	
		NETHERLANDS GOVERNMENT-0.75%-27/07/15	463,000.00	466,675.28	
		REPUBLIC OF AUSTRIA-0.5%-27/04/20	285,000.00	279,712.11	
	国債証券小計		3,550,000.00	4,022,408.29 (535,462,991)	

	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-1.0%-26/01/12	760,000.00	778,595.68	
	特殊債券小計		760,000.00	778,595.68 (103,646,656)	
ユーロ小計			4,310,000.00	4,801,003.97 (639,109,647)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY-4.75%-30/12/07	147,000.00	197,101.27	
		UK TREASURY-4.25%-32/06/07	113,000.00	147,506.46	
		UK TREASURY-4.75%-38/12/07	99,000.00	146,978.86	
英ポンド小計			359,000.00	491,586.59 (74,883,385)	
スウェーデン クローナ	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK-2.75%-23/11/13	430,000.00	477,605.73	
スウェーデンクローナ小計			430,000.00	477,605.73 (6,113,353)	
ノルウェー クローネ	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT-3.75%-21/05/25	730,000.00	787,186.74	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-2.0%-23/05/24	300,000.00	307,305.90	
ノルウェークローネ小計			1,030,000.00	1,094,492.64 (15,093,053)	
デンマーク クローネ	社債券	NYKREDIT REALKREDIT AS-2.0%-25/01/01	3,792,000.00	4,130,891.04	
デンマーククローネ小計			3,792,000.00	4,130,891.04 (73,819,022)	
ポーランド ズロチ	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND-2.25%-22/04/25	220,000.00	220,869.00	
ポーランドズロチ小計			220,000.00	220,869.00 (6,988,295)	
豪ドル	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-3.25%-25/07/15	188,000.00	187,612.53	
豪ドル小計			188,000.00	187,612.53 (15,521,184)	
ニュージ ーランド ドル	地方債証券	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC-2.75%-25/04/15	142,000.00	135,693.92	
ニュージーランドドル小計			142,000.00	135,693.92 (10,509,494)	
シンガポ ールドル	国債証券	SINGAPORE GOVERNMENT-3.0%-24/09/01	73,000.00	75,737.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT-3.5%-27/03/01	63,000.00	67,999.05	
シンガポールドル小計			136,000.00	143,736.55	

				(11, 832, 392)	
南アフリ カランド	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-10. 5%- 26/12/21	410, 000. 00	466, 839. 98	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-8. 25%- 32/03/31	1, 000, 000. 00	956, 211. 55	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-8. 5%-37/01/31	1, 050, 000. 00	999, 115. 32	
南アフリカランド小計			2, 460, 000. 00	2, 422, 166. 85	
				(21, 387, 733)	
合計				1, 358, 565, 456	
				(1, 358, 565, 456)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 6 銘柄	57.9%	17.7%
	特殊債券 6 銘柄	42.1%	12.9%
加ドル	地方債証券 2 銘柄	100.0%	3.4%
メキシコペソ	国債証券 1 銘柄	100.0%	1.6%
ユーロ	国債証券 8 銘柄	83.8%	39.5%
	特殊債券 1 銘柄	16.2%	7.6%
英ポンド	国債証券 3 銘柄	100.0%	5.5%
スウェーデンクローナ	特殊債券 1 銘柄	100.0%	0.4%
ノルウェークローネ	国債証券 2 銘柄	100.0%	1.1%
デンマーククローネ	社債券 1 銘柄	100.0%	5.4%
ポーランドズロチ	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.5%
豪ドル	特殊債券 1 銘柄	100.0%	1.1%
ニュージーランドドル	地方債証券 1 銘柄	100.0%	0.8%
シンガポールドル	国債証券 2 銘柄	100.0%	0.9%
南アフリカランド	国債証券 3 銘柄	100.0%	1.6%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2018年4月27日現在です。

【積立ベスト・バランス】

【純資産額計算書】

I 資産総額	142,702,512円
II 負債総額	7,349円
III 純資産総額（I－II）	142,695,163円
IV 発行済口数	105,416,344口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3536円

(参考)

日興アクティブ・ダイナミクス

純資産額計算書

I 資産総額	5,371,769,795円
II 負債総額	44,905,514円
III 純資産総額（I－II）	5,326,864,281円
IV 発行済口数	4,578,851,467口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1634円

アクティブ・ダイナミクス・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	7,494,715,451円
II 負債総額	265,848,111円
III 純資産総額（I－II）	7,228,867,340円
IV 発行済口数	4,304,221,092口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6795円

日本短期債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	3,630,898,655円
II 負債総額	223円
III 純資産総額（I－II）	3,630,898,432円
IV 発行済口数	3,250,661,371口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1170円

ベスト・バランス／海外株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	2,429,868,380円
II 負債総額	3,567,196円
III 純資産総額（I－II）	2,426,301,184円
IV 発行済口数	893,553,212口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.7153円

ベスト・バランス／海外債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	1,381,233,604円
II 負債総額	3,181,294円
III 純資産総額（I－II）	1,378,052,310円
IV 発行済口数	607,351,726口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.2690円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
 - ① 譲渡制限はありません。
 - ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
 - ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2018年4月末現在	資本金	17,363,045,900 円
	発行可能株式総数	230,000,000 株
	発行済株式総数	197,012,500 株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2018年4月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2018年4月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2018年4月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	799	174,359
株式投資信託	757	147,600
単位型	223	8,305
追加型	534	139,295
公社債投資信託	42	26,759
単位型	28	430
追加型	14	26,328

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 59 期事業年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 6 月 15 日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 羽 太 典 明

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 竹 内 知 明

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 59 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成 30 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 58 期 (平成 29 年 3 月 31 日)		第 59 期 (平成 30 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	16,761	※3	14,024
金銭の信託	※3	152		—
有価証券		10		19
前払費用		506		551
未収入金		136		73
未収委託者報酬		10,757		15,873
未収収益	※3	2,799	※3	3,174
関係会社短期貸付金		962		1,128
立替金		1,240		2,776
繰延税金資産		865		1,014
その他	※2, 3	385	※2, 3	4,179
流動資産合計		34,577		42,814
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	93	※1	68
器具備品	※1	190	※1	122
有形固定資産合計		283		191
無形固定資産				
ソフトウェア		138		99
無形固定資産合計		138		99
投資その他の資産				
投資有価証券		11,783		14,103
関係会社株式		23,203		25,769
関係会社長期貸付金		60		—
長期差入保証金		782		490
長期前払費用		0		0
繰延税金資産		423		489
投資その他の資産合計		36,253		40,854
固定資産合計		36,674		41,144
資産合計		71,252		83,959

(単位：百万円)

	第 58 期 (平成 29 年 3 月 31 日)		第 59 期 (平成 30 年 3 月 31 日)	
負債の部				
流動負債				
預り金	※3	589	※3	3,804
未払金		4,043		5,874
未払収益分配金		7		7
未払償還金		91		91
未払手数料	※3	3,499	※3	5,124
その他未払金		445		651
未払費用	※3	4,229	※3	4,634
未払法人税等		1,808		2,185
未払消費税等	※4	538	※4	788
賞与引当金		2,077		2,286
役員賞与引当金		168		198
その他	※3	62		41
流動負債合計		13,517		19,813
固定負債				
退職給付引当金		1,259		1,316
その他		—		318
固定負債合計		1,259		1,634
負債合計		14,777		21,448
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		34,015		39,959
利益剰余金合計		34,015		39,959
自己株式		△672		△786
株主資本合計		55,926		61,756
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		282		408
繰延ヘッジ損益		266		346
評価・換算差額等合計		548		754
純資産合計		56,475		62,511
負債純資産合計		71,252		83,959

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 58 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	第 59 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	64,680	70,609
その他営業収益	4,218	5,398
営業収益合計	68,898	76,008
営業費用		
支払手数料	28,675	30,448
広告宣伝費	969	973
公告費	2	2
調査費	17,322	18,132
調査費	841	862
委託調査費	16,456	17,241
図書費	24	28
委託計算費	498	520
営業雑経費	656	740
通信費	185	173
印刷費	276	348
協会費	66	68
諸会費	17	24
その他	111	125
営業費用計	48,124	50,817
一般管理費		
給料	8,243	9,096
役員報酬	360	507
役員賞与引当金繰入額	168	198
給料・手当	5,576	6,083
賞与	61	20
賞与引当金繰入額	2,077	2,286
交際費	99	99
寄付金	17	16
旅費交通費	412	455
租税公課	375	424
不動産賃借料	889	890
退職給付費用	390	355
退職金	20	24
固定資産減価償却費	192	152
福利費	959	974
諸経費	2,791	3,175
一般管理費計	14,394	15,664
営業利益	6,380	9,526

(単位：百万円)

	第 58 期		第 59 期	
	(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)		(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		19		26
受取配当金	※ 1	1,644	※ 1	1,120
有価証券償還益		—		1
時効成立分配金・償還金		22		1
為替差益		177		79
その他		36		41
営業外収益合計		1,899		1,272
営業外費用				
支払利息	※ 1	223	※ 1	223
有価証券償還損		7		—
デリバティブ費用	※ 1	146	※ 1	295
時効成立後支払分配金・償還金		2		0
支払源泉所得税		155		—
長期差入保証金償却額		—		212
その他		73		34
営業外費用合計		608		767
経常利益		7,670		10,030
特別利益				
投資有価証券売却益		174		199
特別利益合計		174		199
特別損失				
投資有価証券売却損		120		133
固定資産処分損		13		7
役員退職一時金		—		117
損害賠償損失		—		81
特別損失合計		134		340
税引前当期純利益		7,710		9,890
法人税、住民税及び事業税		2,137		3,217
過年度法人税等	※ 2	115		—
法人税等調整額		△104		△307
法人税等合計		2,147		2,910
当期純利益		5,562		6,979

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 58 期（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	29,948	29,948	△502	52,028
当期変動額							
剰余金の配当				△1,495	△1,495		△1,495
当期純利益				5,562	5,562		5,562
自己株式の取得						△170	△170
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	4,067	4,067	△170	3,897
当期末残高	17,363	5,220	5,220	34,015	34,015	△672	55,926

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	151	258	410	52,438
当期変動額				
剰余金の配当				△1,495
当期純利益				5,562
自己株式の取得				△170
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	130	7	138	138
当期変動額合計	130	7	138	4,036
当期末残高	282	266	548	56,475

第 59 期（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	34,015	34,015	△672	55,926
当期変動額							
剰余金の配当				△1,036	△1,036		△1,036
当期純利益				6,979	6,979		6,979
自己株式の取得						△113	△113
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計				5,943	5,943	△113	5,830
当期末残高	17,363	5,220	5,220	39,959	39,959	△786	61,756

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	282	266	548	56,475
当期変動額				
剰余金の配当				△1,036
当期純利益				6,979
自己株式の取得				△113
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	125	80	206	206
当期変動額合計	125	80	206	6,036
当期末残高	408	346	754	62,511

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 59 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3 年～15 年 器具備品 5 年～20 年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
4 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。

5	その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。
---	--

(貸借対照表関係)

第 58 期 (平成 29 年 3 月 31 日)	第 59 期 (平成 30 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,222 百万円 器具備品 603 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 30 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 3,243 百万円 金銭の信託 152 百万円 未収収益 619 百万円 その他 20 百万円 (流動負債) 預り金 177 百万円 未払手数料 144 百万円 未払費用 251 百万円 その他 61 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 587 百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 546 百万円に対して保証を行っております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,260 百万円 器具備品 612 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 3,030 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 3,189 百万円 未収収益 592 百万円 その他 345 百万円 (流動負債) 預り金 419 百万円 未払手数料 376 百万円 未払費用 677 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 553 百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 103 百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

第 58 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	第 59 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 1,550 百万円 デリバティブ収益 347 百万円 支払利息 58 百万円 ※ 2 過年度の取引に関する法人税等の追加費用計上額です。	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 979 百万円 デリバティブ収益 407 百万円 支払利息 213 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第 58 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	814, 100	305, 000	—	1, 119, 100

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成 21 年度 ストックオプション (1)	普通株式	1, 762, 200	—	72, 600	1, 689, 600	—
平成 21 年度 ストックオプション (2)	普通株式	174, 900	—	—	174, 900	—
平成 23 年度 ストックオプション (1)	普通株式	4, 738, 800	—	1, 848, 000	2, 890, 800	—
平成 28 年度 ストックオプション (1)	普通株式	—	4, 437, 000	33, 000	4, 404, 000	—
合計		6, 675, 900	4, 437, 000	1, 953, 600	9, 159, 300	—

(注) 1 平成 28 年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2 当事業年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

3 平成 21 年度ストックオプション(1)1, 689, 600 株、平成 21 年度ストックオプション(2)174, 900 株及び平成 23 年度ストックオプション(1)2, 890, 800 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成 28 年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 28 年 5 月 30 日 取締役会	普通株式	1, 495	7. 62	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 22 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 29 年 5 月 25 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1, 036	5. 29	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 22 日

第 59 期（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1, 119, 100	182, 600	—	1, 301, 700

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成 21 年度 ストックオプション (1)	普通株式	1, 689, 600	—	194, 700	1, 494, 900	—
平成 21 年度 ストックオプション (2)	普通株式	174, 900	—	66, 000	108, 900	—
平成 23 年度 ストックオプション (1)	普通株式	2, 890, 800	—	204, 600	2, 686, 200	—
平成 28 年度 ストックオプション (1)	普通株式	4, 404, 000	—	786, 000	3, 618, 000	—
平成 28 年度 ストックオプション (2)	普通株式	—	4, 409, 000	532, 000	3, 877, 000	—
合計		9, 159, 300	4, 409, 000	1, 783, 300	11, 785, 000	—

(注) 1 平成 28 年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2 当事業年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

3 平成 21 年度ストックオプション(1)1, 494, 900 株、平成 21 年度ストックオプション(2)108, 900 株及び平成 23 年度ストックオプション(1)2, 686, 200 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成 28 年度ストックオプション(1)及び平成 28 年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 29 年 5 月 25 日 取締役会	普通株式	1, 036	5. 29	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 22 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 30 年 5 月 31 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1, 640	8. 38	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 23 日

(リース取引関係)

第 58 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	第 59 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料
1 年内 865 百万円	1 年内 866 百万円
1 年超 1,787 百万円	1 年超 923 百万円
合計 2,653 百万円	合計 1,790 百万円

(金融商品関係)

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	16,761	16,761	—
(2) 未収委託者報酬	10,757	10,757	—
(3) 未収収益	2,799	2,799	—
(4) 関係会社短期貸付金	962	962	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	11,777	11,777	—
(6) 未払金	(4,043)	(4,043)	—
(7) 未払費用	(4,229)	(4,229)	—
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	35	35	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1)	(1)	—
デリバティブ取引計	34	34	—

(※1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 75 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、39 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち 20 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、22 百万円は流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額 20,310 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	16,761	—	—	—
未収委託者報酬	10,757	—	—	—
未収収益	2,799	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 投資信託	10	616	907	735
合計	30,328	616	907	735

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、

次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	14,024	14,024	—
(2) 未収委託者報酬	15,873	15,873	—
(3) 未収収益	3,174	3,174	—
(4) 関係会社短期貸付金	1,128	1,128	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	14,106	14,106	—
(6) 未払金	(5,874)	(5,874)	—
(7) 未払費用	(4,634)	(4,634)	—
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(14)	(14)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	336	336	—
デリバティブ取引計	321	321	—

(※1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係) 注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち8百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、23百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているものは貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額16百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額22,876百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	14,024	—	—	—
未収委託者報酬	15,873	—	—	—
未収収益	3,174	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 投資信託	19	616	1,743	545
合計	33,090	616	1,743	545

(有価証券関係)

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	20,310
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	6,299	5,590	708
	小計	6,299	5,590	708
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	5,478	5,780	△302
	小計	5,478	5,780	△302
合計		11,777	11,370	406

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,198	174	120
合計	3,198	174	120

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	8,544	7,535	1,008
	小計	8,544	7,535	1,008
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	5,561	5,982	△420
	小計	5,561	5,982	△420
合計		14,106	13,518	588

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	2,792	199	133
合計	2,792	199	133

(デリバティブ取引関係)

第 58 期(平成 29 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	1,729	—	35	35
	買建	—	—	—	—
合計		1,729	—	35	35

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	投資 有価証券	2,993	—	11
	豪ドル		77	—	△2
	シンガポールドル		1,639	—	△20
	香港ドル		205	—	2
	人民元		1,946	—	6
	ユーロ		57	—	0
合計			6,920	—	△1

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 59 期(平成 30 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,422	—	△14	△14
	買建	—	—	—	—
合計		2,422	—	△14	△14

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	投資 有価証券	4,447	—	196
	豪ドル		109	—	10
	シンガポールドル		1,783	—	65
	香港ドル		541	—	25
	人民元		2,156	—	32
	ユーロ		154	—	6
合計			9,192	—	336

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 58 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)		第 59 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)		関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	
(1) 関連会社に対する投資の金額	3,030	(1) 関連会社に対する投資の金額	3,008
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	9,455	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	10,409
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,092	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,827

(退職給付関係)

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,299
勤務費用	150
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	△190
退職給付の支払額	△72
退職給付債務の期末残高	1,190

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,190
未積立退職給付債務	1,190
未認識数理計算上の差異	69
貸借対照表に計上された負債の額	1,259
退職給付引当金	1,259
貸借対照表に計上された負債の額	1,259

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	150
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	23
確定給付制度に係る退職給付費用	177

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2%
-----	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、213 百万円でありました。

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,190
勤務費用	130
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	66
退職給付の支払額	△76
退職給付債務の期末残高	1,313

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,313
未積立退職給付債務	1,313
未認識数理計算上の差異	2
貸借対照表に計上された負債の額	1,316
退職給付引当金	1,316
貸借対照表に計上された負債の額	1,316

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	130
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	△0
確定給付制度に係る退職給付費用	132

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2%
-----	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、222 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48 名
株式の種類別のストック オプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100 株	普通株式 1,702,800 株
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利確定条件	平成 24 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成 24 年 1 月 22 日から 平成 32 年 1 月 21 日まで	同左

	平成 23 年度ストックオプション(1)	平成 28 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストック オプションの付与数 (注)	普通株式 6,101,700 株	普通株式 4,437,000 株
付与日	平成 23 年 10 月 7 日	平成 28 年 7 月 15 日
権利確定条件	平成 25 年 10 月 7 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成 30 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	平成 25 年 10 月 7 日から 平成 33 年 10 月 6 日まで	平成 30 年 7 月 15 日から 平成 38 年 7 月 31 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利確定前(株)		
期首	1,762,200	174,900
付与	0	0
失効	72,600	0
権利確定	0	0
権利未確定残	1,689,600	174,900
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成 23 年度ストックオプション(1)	平成 28 年度ストックオプション(1)
付与日	平成 23 年 10 月 7 日	平成 28 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	4,738,800	—
付与	0	4,437,000
失効	1,848,000	33,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,890,800	4,404,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	平成 23 年度ストックオプション(1)	平成 28 年度ストックオプション(1)
付与日	平成 23 年 10 月 7 日	平成 28 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737 (注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 ー 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48 名
株式の種類別のストック オプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100 株	普通株式 1,702,800 株
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利確定条件	平成 24 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成 24 年 1 月 22 日から 平成 32 年 1 月 21 日まで	同左

	平成 23 年度ストックオプション(1)	平成 28 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストック オプションの付与数 (注)	普通株式 6,101,700 株	普通株式 4,437,000 株
付与日	平成 23 年 10 月 7 日	平成 28 年 7 月 15 日
権利確定条件	平成 25 年 10 月 7 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成 30 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	平成 25 年 10 月 7 日から 平成 33 年 10 月 6 日まで	平成 30 年 7 月 15 日から 平成 38 年 7 月 31 日まで

	平成 28 年度ストックオプション (2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名
株式の種類別のストック オプションの付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株
付与日	平成 29 年 4 月 27 日
権利確定条件	平成 31 年 4 月 27 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	平成 31 年 4 月 27 日から 平成 39 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利確定前(株)		
期首	1,689,600	174,900
付与	0	0
失効	194,700	66,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,494,900	108,900
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成 23 年度ストックオプション(1)	平成 28 年度ストックオプション(1)
付与日	平成 23 年 10 月 7 日	平成 28 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	2,890,800	4,404,000
付与	0	0
失効	204,600	786,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,686,200	3,618,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成 28 年度ストックオプション (2)
付与日	平成 29 年 4 月 27 日
権利確定前 (株)	
期首	—
付与	4,409,000
失効	532,000
権利確定	0
権利未確定残	3,877,000
権利確定後 (株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成 21 年度ストックオプション (1)	平成 21 年度ストックオプション (2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利行使価格 (円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	平成 23 年度ストックオプション (1)	平成 28 年度ストックオプション (1)
付与日	平成 23 年 10 月 7 日	平成 28 年 7 月 15 日
権利行使価格 (円)	737 (注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	平成 28 年度ストックオプション (2)
付与日	平成 29 年 4 月 27 日
権利行使価格 (円)	553
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,149 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第 58 期 (平成 29 年 3 月 31 日)		第 59 期 (平成 30 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)
	賞与引当金 641		賞与引当金 700
	その他 224		その他 314
	小計 865		小計 1,014
	繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)
	投資有価証券評価損 96		投資有価証券評価損 96
	関係会社株式評価損 1,430		関係会社株式評価損 1,430
	退職給付引当金 385		退職給付引当金 402
	固定資産減価償却費 119		固定資産減価償却費 111
	その他 63		その他 211
	小計 2,095		小計 2,253
	繰延税金資産小計 2,961		繰延税金資産小計 3,268
	評価性引当金 △1,430		評価性引当金 △1,430
	繰延税金資産合計 1,530		繰延税金資産合計 1,838
	繰延税金負債(流動)		繰延税金負債(流動)
	その他有価証券評価差額金 0		その他有価証券評価差額金 -
	小計 0		小計 -
	繰延税金負債(固定)		繰延税金負債(固定)
	その他有価証券評価差額金 123		その他有価証券評価差額金 180
	繰延ヘッジ利益 117		繰延ヘッジ利益 152
	小計 241		小計 333
	繰延税金負債合計 242		繰延税金負債合計 333
	繰延税金資産の純額 1,288		繰延税金資産の純額 1,504
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率 30.9%		法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。
	(調整)		
	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6%		
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △5.3%		
	過年度法人税等 1.5%		
	海外子会社の留保利益の影響額等 0.2%		
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.9%		

(関連当事者情報)

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所 在 地	資本金又 は出資金	事業 の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	312,000 (SGD 千)	アセット マネジメ ント業	直接 100.00	資金の 貸付	資金の貸付 (シンガポ ールドル貨 建) (注 1)	65 (SGD 800 千) (注 2)	関係会社 短期貸付 金	385 (SGD 4,800 千)
							貸付金利息 (シンガポ ールドル貨 建) (注 1)	13 (SGD 177 千)	未収収益	8 (SGD 105 千)
							資金の貸付 (円貨建) (注 3)	△4,422 (注 4)	関係会社 短期貸付 金	577
							貸付金利息 (円貨建) (注 3)	3	未収収益	3
						—	増資の 引受 (注 5)	1,501 (SGD 20,000 千)	—	—
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	アメリカ合衆国	181,542 (USD 千) (注 6)	アセット マネジメ ント業	間接 100.00	資金の 借入	資金の借入 (米ドル貨 建) (注 7)	△5,549 (USD △50,000 千) (注 8)	関係会社 短期借入 金	—
							借入金利息 (米ドル貨 建) (注 7)	48 (USD 453 千)	未払費用	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の貸付に係る取引金額 65 百万円 (SGD800 千) の内訳は、貸付 505 百万円 (SGD6,600 千) 及び返済 439 百万円 (SGD5,800 千) であります。
- 融資枠 5,000 百万円、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の貸付に係る取引金額△4,422 百万円の内訳は、貸付 577 百万円及び返済 5,000 百万円であります。
- Nikko Asset Management International Limited の行った 20,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 シンガポールドルで当社が引受けたものであります。
- Nikko Asset Management Americas, Inc. の「資本金」は、資本金と資本剰余金の合計額を記載しております。
- 融資枠 USD50,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の借入に係る取引金額△5,549 百万円 (USD△50,000 千) は、返済であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成 28 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	25,221 百万円
負債合計	5,428 百万円
純資産合計	19,792 百万円

営業収益	18,250 百万円
税引前当期純利益	6,809 百万円
当期純利益	4,680 百万円

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369 (SGD 千)	アセット マネジ メント業	直接 100.00	資金の 貸付	資金の貸付 (シンガポールドル貸建) (注 1)	159 (SGD 2,000 千) (注 2)	関係会社 短期貸付 金	550 (SGD 6,800 千)
							貸付金利息 (シンガポールドル貸建) (注 1)	13 (SGD 162 千)	未収収益	8 (SGD 110 千)
							資金の貸付 (円貸建) (注 3)	—	関係会社 短期貸付 金	577
							貸付金利息 (円貸建) (注 3)	12	未収収益	3
						—	増資の引受 (注 4)	2,466 (SGD 30,369 千)	—	—
子会社	日本インスティテューショナル証券設立準備株式会社	日本	100 (百万円)	金融商品取引業者として登録を受けるための準備会社	直接 100.00	—	増資の引受 (注 5)	100	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 資金の貸付に係る取引金額 159 百万円 (SGD2,000 千) の内訳は、貸付 159 百万円 (SGD2,000 千) であります。
- 3 融資枠 5,000 百万円、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 4 Nikko Asset Management International Limited の行った 30,369,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 シンガポールドルで当社が引受けたものであります。
- 5 日本インスティテューショナル証券設立準備株式会社の行った 2,000 株の新株発行を、1 株につき 50 千円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成 29 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	27,012 百万円
負債合計	5,141 百万円
純資産合計	21,871 百万円

営業収益	15,830 百万円
税引前当期純利益	5,266 百万円
当期純利益	3,594 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第58期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第59期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	288円29銭	319円40銭
1株当たり当期純利益金額	28円38銭	35円64銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第58期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第59期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益(百万円)	5,562	6,979
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	5,562	6,979
普通株式の期中平均株式数(千株)	196,009	195,794
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 1,689,600株、平成21年度ストックオプション(2) 174,900株、平成23年度ストックオプション(1) 2,890,800株、平成28年度ストックオプション(1) 4,404,000株	平成21年度ストックオプション(1) 1,494,900株、平成21年度ストックオプション(2) 108,900株、平成23年度ストックオプション(1) 2,686,200株、平成28年度ストックオプション(1) 3,618,000株、平成28年度ストックオプション(2) 3,877,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第58期 (平成29年3月31日)	第59期 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	56,475	62,511
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	56,475	62,511
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	195,893	195,711

(重要な後発事象)

新株予約権（ストックオプション）の付与

当社は平成 30 年 3 月 15 日付の臨時株主総会及び平成 30 年 3 月 20 日開催の取締役会の決議に基づき、平成 30 年 4 月 27 日にストックオプションとして新株予約権を当社、当社子会社の取締役及び従業員 36 名に付与いたしました。

- | | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| ① 新株予約権の数 | 4,422 個 |
| ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式 4,422,000 株 |
| ③ 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| ④ 新株予約権の行使時の払込金額 | 1 株当たり金 694 円 |
| ⑤ 新株予約権の行使期間 | 平成 32 年 4 月 27 日から平成 40 年 4 月 30 日まで |

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

＜追加型証券投資信託 積立ベスト・バランス＞

運 用 の 基 本 方 針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、わが国の投資信託受益証券を中心に投資を行ない、信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

わが国の投資信託受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

設定当初、以下の証券投資信託の受益証券に対して、それぞれ以下の比率で投資を行ない、信託財産の成長を目指します。

追加型証券投資信託 日興アクティブ・ダイナミクス	約25%
証券投資信託 日本短期債券マザーファンド	約25%
証券投資信託 ベスト・バランス／海外株式マザーファンド	約25%
証券投資信託 ベスト・バランス／海外債券マザーファンド	約25%

原則として、追加信託および一部解約による資金の流出入に応じて、上記の投資比率となるようにリバランスを行ないます。

ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合は、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1) 上記証券投資信託の受益証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

収 益 分 配 方 針

毎計算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 積立ベスト・バランス 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2018年10月25日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に

信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める積立ベスト・バランス自動けいぞく投資約款に従って契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は1口につき1円とします。

④ 前項の手料は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑤ 第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。))以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。))にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。))が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。))をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額とすることができます。

なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑥ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第26条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に

相当する金額を加算した価額とします。

- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第11条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第11条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益証券の再交付）

第12条 （削 除）

（毀損した場合等の再交付）

第13条 （削 除）

（受益証券の再交付の費用）

第14条 （削 除）

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として次の証券投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 追加型証券投資信託 日興アクティブ・ダイナミクス
2. 証券投資信託 日本短期債券マザーファンド
3. 証券投資信託 ベスト・バランス／海外株式マザーファンド
4. 証券投資信託 ベスト・バランス／海外債券マザーファンド
5. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2

項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第16条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第18条において同じ。）、第18条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱い、第21条から第23条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行いません。

（信託業務の委託等）

第18条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第19条 （削 除）

（混蔵寄託）

第19条の2 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第20条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する

旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第21条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第22条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第26条 この信託の計算期間は、毎年4月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2002年1月7日から2002年4月25日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託

者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第29条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第26条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の87.5の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、主要投資対象とする証券投資信託 ベスト・バランス／海外株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に応じて以下に定める率を乗じて得た金額とします。

当該マザーファンドの純資産総額が500億円以下の部分 …… 年10,000分の45

〃 500億円超の部分 …… 年10,000分の40

⑤ 委託者は、主要投資対象とする証券投資信託 ベスト・バランス／海外債券マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に年10,000分の25を乗じて得た金額とします。

(収益分配)

第30条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金の再投資等)

第31条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 第36条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

④ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(記名式受益証券への変更ならびに受益証券の返還請求の取扱い)

第32条 (削 除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第34条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第2項に規定する支払日ま

でに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金および一部解約金の支払い)

第34条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、
- ④ 第36条第3項に規定する信託の一部解約に係る受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。
- ⑤ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金の時効)

第35条 受益者が、信託終了による償還金について第34条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、解約請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第36条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第42条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対

して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第37条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第43条の2 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書の交付省略)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

<http://www.nikkoam.com/>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 この約款において「積立ベスト・バランス自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「積立ベスト・バランス自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「積立ベスト・バランス自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第31条第4項および第34条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第14条までおよび第32条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2002年1月7日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

